

平成29年9月13回亙理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成29年9月6日第13回亙理町議会定例会は、亙理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木 高行                      2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄                      4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子                      6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子                      8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一                      10番 佐 藤 正 司

12番 大 槻 和 弘                      13番 百 井 いと子

14番 鈴 木 邦 昭                      15番 木 村 満

16番 熊 田 芳 子                      17番 佐 藤 ア ヤ

18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名）                      応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名）                      不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	佐 藤 顕 一
税務課長	菊 地 和 彦	町民生活課長	山 田 勝 徳
福祉課長	佐 藤 育 弘	こども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	南 條 守 一	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	大 堀 俊 之	教育課長	岩 城 敏 夫
教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	西 山 茂 男	選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見
代表監査委員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壮 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

## 議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番 鈴木邦昭議員、15番 木村 満議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

14番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔14番 鈴木邦昭君 登壇〕

14番（鈴木邦昭君） 14番、鈴木邦昭です。

通告に従いまして、1項目め、本町公用車の車検切れについて、2項目め、職員の公務員倫理の確立について、3項目め、ピロリ菌検査で町民に対し助成することに対して、以上、3項目質問いたします。

それでは、1項目めの本町公用車の車検切れについて、4点質問いたします。

1点目、7月7日、本町車検切れの公用車1台を約2カ月間使用して、職員が自損事故を起こした。そして車検切れが発覚したというニュースが新聞に報じられておりました。談合から続く本町の不名誉な事故が続いてるわけでございます。この件に関しては、上司のリーダーシップの発揮が問われていると思います。

今後、不祥事が発生しないよう、管理職にあつては常日ごろ厳正な姿勢で臨むことが重要ではないかと考えますが、町長はいかように考えておりますか答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 昨年、入札をめぐる不祥事が発生し、町民の皆様からの信頼回復に努めているところにもかかわらず、車検切れした公用車の使用、さらには勤務時間中に一般事務用パソコンを使用し、業務に関係のないインターネットのサイトを閲覧するなど、たび重なる職員の不祥事が発生いたしましたことは、まことに遺憾であり、本町の信頼を失墜させたことを深く反省し、心からおわび申し上げます。

公用車の車検切れにつきましては、職員の気の緩みよる単純なミスであり、職員に対し気を引き締め職務に当たるよう強く指導したところであります。現在は、公用車内のダッシュボード等に車検終了日のステッカーを添付し、使用する前に必ず車検満了日の確認を徹底するとともに、継続検査の更新等を失念しないよう庁内全ての公用車の管理のあり方を見直し、公用車を管理する所属課と集中管理する企画財政課において二重のチェックを行うよう、現在再発防止に努めております。

今後、こうした事態が二度と発生しないように公用車の管理を徹底させ、再発防止と町民の皆様からの信頼回復に努めてまいりたいと、そのように思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 町長は、やはり組織を率いる能力がいかに重要かということをお問われるのではないかと思います。これからも職員の綱紀粛正にしっかり取り組んでいただければと、このように思うわけでございます。

2点目に入ります。

本町には、公用車の現有台数は何台ございますか。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 公用車の現有台数でございますけれども、平成29年8月18日現在に

おける現有台数は116台となっております。ただし、この中には消防車両35台のほか原動機付自転車3台なども含んでおります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今、本町には116台あるということで、結構な台数だと思います。

そこで、3点目に入ります。

今、答弁いただきました116台に、公用車維持管理状況表等を記入されていたのか。また、そこには車検有効期間、満了日欄というのが今まで設けてあったのかどうか。また、この116台の車両に車両管理者正と副、これを選任していたのかどうか伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 公用車の使用及び管理につきましては、運行前に運転日誌をもとに車両周りや走行前の距離数のチェックを行い、運行後には、再度車両周りとは走行距離チェックを行いまして、運転日誌にチェックした内容や行き先、給油の有無を記載し、公用車を管理する所属長に報告する流れとなっております。

運転日誌には、車検の有効期限満了日を記載する欄は設けておりませんが、今回の問題を受けまして、全車両に車検の有効期限を記載したステッカーを、運転手がすぐわかる位置に張るようにさせました。

また、公用車ごとに取り扱い責任者を指名し、毎月車両の管理状況や点検状況を確認し、安全運転管理者並びに副安全運転管理者に報告書を提出することで再発防止に努めているところであります。

なお、安全運転管理者並びに副安全運転管理者につきましては、道路交通法第74条の3第1項の規定に基づき選任しておりまして、毎年、宮城県安全運転管理者協会が実施しております講習会を受講させ、職員の安全運転指導の徹底に努めてまいりたいと、そのように思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 公用車、距離数等をチェックしていたと、毎日その都度チェックしていたと思います。そのときは、やはり車検が切れているかどうか、車検いつかということも、これからはそのところを見ていただければと、こう思うわけがございます。

車両の正副選任というのは、これは車の使用に関しては車の安全運転に必要な業

務を実施するためということ、台数に応じてだと思えますけれども、安全運転の正の管理者、それと補佐する副安全管理者、これを選任して届けなければならぬと、このようになっているかと思えます。

今、答弁いただきましたけれども、今回車検切れ2カ月間使用したということ、ございましたけれども、その間、何キロ走行したのか。そしてまた、管理者に正と副を選任していたわけですけれども、正副管理者は何をしていたのかと。そしてまた、購入した会社から車検日の連絡があるはずですが、車両を購入した会社からは連絡はなかったのか。また、車検切れということは自賠責保険も切れていたのではないかと、このように思うわけですが、この4点、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 安全運転管理者の総務課長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） まず1点目、車検切れの期間が61日間あったわけなんですけれども、その間の走行距離につきましては1,439キロでございます。それから、正副安全運転管理者が知らなかったのかということですが、先ほど答弁の中にもございましたけれども、本町においては、公用車の自動車等使用管理要綱はもちろん設けてございます。そのときに、その車の管理者となる者は、まずその車が所属する所属長が管理者というふうな形になっておりまして、それを安全運転管理者のほうに報告をもらうと言いますか、安全運転管理者がきちんとした管理を行っていかなくてはいけないんですが、今回の関係については、実際に答弁にもありましたとおり、単純な、期間を忘れてしまったということだったようなんですが、それを受けまして、所属の課長のほうから、私が安全運転管理者なんですが、私のほうに報告があったというふうな状況でございます。

それから、購入したときの車検のお知らせといいますか、それに関しては、もちろんディーラーであります車屋のほうから、大体、自家用車なんかと同じなんですが2カ月くらい、1月の中旬くらいには、そのはがき、車検満了のはがきが送付されておりましたが、後日手続をするということで、それを後回しにしてしまって見逃してしまったという単純な事務処理ミスでございます。

それから最後、自賠責保険の関係ですが、もちろん、車検の際に自動車賠償責任

保険については入れるわけなんですけれども、1日ずれておりました、自賠責の満了日は車検が満了した3月12日の翌日、3月13日まで自動車賠償責任の、このほうは満了日となっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私も、余りこんな車検のことでと思うでしょうけれども、やはりこれは法律で決まっておりますので、それできょう、このように質問させてもらったわけでございます。しかも、事故があつてから気がついたら。これはもうやはり、事故があつて気がついたのでは済まされないだろうと、私はこう思ったわけでございます。

自賠責保険、これは任意保険と違ひまして、やはり加入が義務づけられているわけでございます。しかも、自動車で公道を走行するには必ず加入しなければいけないと。要するに、これは強制保険とも言われているのではないかと、このように思います。自賠責保険に加入していないことで発生する罰則というのは、物すごく厳しいです。1年以下の懲役また50万円以下の罰金と、こういうものがございまして。そしてまた、さらに加入しないまま運転をすると交通違反となりまして、違反点数が追加されます。点数は6点です。6点ということは、これは免停ですね。このような形になるわけでございます。

それから、車検の車検切れも、やはりこれは大変厳しく取り締まっておまして、この車検は、道路運送車両法という、この法律で決まっているわけでございます。全ての車に、要するに義務づけられると。これはもう皆さんご存じだと思いますので、私はここでこういうことを言うことでもないとは思いますが、しかし、言っておかなければ忘れてしまったとか、そういうことになろうかと思っておりますので、きょうはこのように質問させていただいております。

車検を受けなければ無車検車運行と、こういう形で、やはり先ほども言ったように法律違反、このようになるわけでございます。この厳しい罰則があるわけでございます。車検切れでの走行はどうなるかといいますと、やはり先ほどと同じ減点6点、そしてまた先ほど無保険ということですから、これも減点6点ですね、12点。12点ということは一発90日停止ですよ。こういう大きな罰則があるということを、しっかり頭の中に入れていただければと、こう思うわけでございます。これは、皆様方に限つてのことではなくて、我々もこれは気をつけなければいけないことだと、

そのように思っております。

最近、公用車の車検切れというのも、新聞報道がよく見受けられます。最近では、8月29日、七ヶ浜町でも3カ月間使用した公用車があったと。そこで、安全運転管理者の担当課長が戒告の懲戒処分を受けた。そしてまた、職員3人が文書や口頭による訓告、町長は減給議案を9月に定例会に提出するという記事がございました。これは、私は確認しましたら、今回提出するというのを、七ヶ浜町では言っておりました。この件については、私は答弁は求めませんが、やはり心に重く受けとめていただきたいと、このように思うわけでございます。

4点目に入ります。

本町の公用車にはリース車両は何台あるか。また、リース車両に関する今後の考えについて答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） リース車両は、現在4台あります。今後の方針といたしましては、リースの場合は費用負担の平準化、車検及びメンテナンス等維持管理の簡素化等のメリットはありますけれども、長期間で考えた場合、購入することと比較しますと、費用負担の総額が大きくなる可能性もあることから、費用対効果を踏まえた上で、この点については慎重に検討していきたいというふうに考えております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今、リース車4台と。費用対効果についてということでございますけれども、やはり私は、これからリース車に変えていくことで、今、町長がおっしゃいましたようにメンテナンス、それから車の維持に対する負担が少ないのではないかと、こう思うわけでございます。まして車検、それから点検、この予算措置をしなくてもよろしいのではないかと、こう思うわけでございます。そして、車検時には、やはりリース会社から連絡が来るわけです。今回も来ていたのが忘れていたということですが、リース会社では、今度は代車も用意してきますから、ある程度は忘れることはないのではないかなと、私はこう思うわけでございます。

そういう意味におきましては、やはり車検切れということがなくなると、こう思うわけですが、この件について、町長どう考えますか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 今、申し上げたメリットとしては、議員がおっしゃるように初期費



用がまず抑えられるということ。それから、車検等のメンテナンスが簡素化されるということ。それから、会計処理の簡素化ができるということ。デメリットとしますと、先ほど申しあげましたように、リース会社の取り分が含まれるので、どうしても割高になるということと、想定距離を超過する場合は追加費用が発生するというところでございます。

したがいまして、我々のところは一般の会社とまた違って、あくまで役場でございますから、会社であれば費用ということになりますけれども、その辺の先ほど言いましたように、いわゆる費用対効果、これを十分考える必要があろうかなと思います。ですから、その辺を精査しながら、今後とも進めていきたいというふうに思っています。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 確かに会社関係ですとリースで、私も会社にいたときは会社で購入していましたけれども、最終的にはもうリースと、全社で数百台ありましたけれども、全部リースにすると、こういう形で営業マンもリース車に乗っていたと、そういうことでございました。

私は、燃費のいい環境にも優しいハイブリッドカー、もしくはエコカーをリースすることも方法ではないかと、こう思うわけでございます。現在、本町ではハイブリッドカー、もしくはエコカー、これは何台あるか、もしわかれば答弁をお願いしたいと思います。そしてまた、ハイブリッドカーもしくはエコカーに変えていくことも、私は必要ではないかと、こう思いますけれども、考えを答弁お願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご質問の現有につきまして、企画財政課長のほうより答弁させます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 現在の町で保有するエコカーでございますが、まずハイブリッド車が8台、電気自動車が1台の計9台でございます。ハイブリッド車の今後の方針といたしますか、やはりランニングコストが安く済むのが一番ではございますが、どうしてもガソリン車に比べますと初期費用が高くなりがちだということもありますので、今現在は、ハイブリッド車に限定した購入等はしていないところでございます。そこはやはり、ハイブリッドは車種が限定されているということもありますので、その用途なり、あと費用対効果も含めて導入は検討しているところでござい

ます。

また、蛇足ではございますけれども、軽自動車ですけれども、燃費がいいということで、いわゆる第三のエコカーとも呼ばれておりますけれども、町のほうで、今現在、軽自動車は61台保有していますので、116台中軽自動車を含めると70台が燃費がいい車で対応しておりますので、そういったところでも町では考えているところですので。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 燃費がいいと。また環境にも優しいと、先ほど私、申しましたけれども、初期費用が高いと、こういうことでございます。しかし、やはり近年、大気汚染の改善及び地球温暖化防止対策ということで、低公害かつ低燃費な自動車、要するにエコカー、この普及が求められているわけでございます。公用車の導入に際して、やはり低燃費の車種の選定に努めてはかがかかと、こう思ったわけでございます。

2項目めに入ります。

職員の公務員倫理の確立について質問いたします。

先ほど町長からもお話がございましたけれども、先日、やはり車検切れと一緒に新聞に報じられていたわけでございますけれども、インターネットサイトを事務処理用パソコンで頻繁に閲覧し、職員2人が懲戒処分を受けたと、このようにございました。今後、不祥事が発生しないよう、職員に対する職員の公務員倫理の確立について今後どのように取り組むのか、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご指摘のとおり、昨年から職員の不祥事がたび重なって発生しておりますこと、先ほど申し上げましたが、私自身大変重く受けとめており、職員に対しまして、服務規程を初め各関係法令を遵守することはもちろんのこと、社会からの期待や要請に応える行動を常にとることが求められていることを強く指導したところであります。

そして、職員一人一人がコンプライアンスを十分に理解し、常にその意識を持ち、さまざまな場面においてふさわしい行動をとることができるよう、7月31日と8月1日の2日間、全職員を対象としたコンプライアンス研修会を開催いたしました。当然、私も受講いたしました。大変参考になる研修で、職員の意識も相当以上に

改革されたところであると思います。1回の受講だけでは理解不足の点も当然考えられますので、来年度につきましても、コンプライアンスに対する理解を深めるための研修会を開催して、意識づけをさらに深めてまいりたいと、そのように思っております。

また、本町職員の不祥事防止の徹底及び庁内におけるコンプライアンスの推進を図るため、亘理町コンプライアンス推進プロジェクトチームを7月に設置したところであります。このプロジェクトチームにつきましては、全職員が常日ごろからコンプライアンスを意識し、組織内への啓発、浸透がより円滑に進められるよう、各課から1名ずつ選出し、19名の職員で構成しております。現在、職員用ハンドブックの作成を進めているところではありますが、今後、このプロジェクトチームを中心に、庁内におけるコンプライアンスの啓発や浸透を進めながら、私自身を含めまして亘理町職員が自信と誇りを持って仕事に取り組めるようコンプライアンス体制を構築し、再発の防止を図ってまいりたいと、そのように思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ただいま取り組みについて答弁をいただきましたけれども、今回、車検切れの運転とか、それからインターネットサイトを事務処理用パソコンでの閲覧について、公務員倫理の確立という言葉、果たして今回のこれに当てはまるのかなど、私は思ったわけでございますけれども、昨年の官製談合については、これは当てはまると思ったわけですが、今回は、やはり不当な要求や接待を受けたとか、それから収賄行為があったというわけではありませんでした。

しかし、不祥事に対する懲戒処分ということがありましたので、公務員の道德それからモラル、そしてまた人として守らなければいけないということで、この公務員倫理が必要であると思って、私は質問させていただきました。

要するに、本町職員に対するガバナンスや、それから先ほどコンプライアンス、コンプライアンスと一生懸命町長言っておりましたけれども、このコンプライアンスの観点から、やはり私は必要であると考えて質問しました。やはり、亘理町民の方々へ奉仕する職員が、公務に対する町民の信頼を確保するために、保ち続けなければいけないのではないかと、このように思いますけれども、町長はどのように考えますか、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 公務員にかかわる職業人としての、やはり矜持というのはどういう人も持つべきだと思います。その中で、特に公務員は一般民間人が許されることも許されないといった、そういった定めを持っているわけですから、やはり、より自律といいますか、そこについては厳しくすべきだというふうに思っております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） やはり、大きな事故がありますと、必ず意外と事故というのは続くんですね。ぜひ、先ほども申し上げましたけれども、常日ごろ厳正な姿勢で臨むようにしていただきたいと、このように思うわけでございます。

3項目めに入ります。

ピロリ菌検査で町民に対し助成することについて質問いたします。

ピロリ菌については、今回で私は3度目でございます。3度目の質問となります。

ピロリ菌は、胃がんの原因とも言われております。ピロリ菌除菌は胃がんの予防になると世界的な研究によって認められているわけでございます。本町で、胃がん検診を行っておりますけれども、バリウム検診ですか、飲んでいきますね。その胃がん検診と、本町独自でピロリ菌検査を併用して、ピロリ菌検査を希望する町民を対象に助成することについての考えを伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 亘理町では、30歳以上の方を対象に造影検査による胃がん検診を宮城県対がん協会に業務委託して実施しております。また、平成25年2月より慢性胃炎によるピロリ菌除菌が保険適用に拡大されました。今年度の胃がん検診受診者数2,365人中、慢性胃炎と診断された方1,045人には内視鏡検査、ピロリ菌感染検査及び除菌治療を保険適用で受けるよう勧めております。ただし、除菌が成功し胃がん発症のリスクが減っても、胃がんにならないわけではなく、除菌成功後も定期的に検診を受けるよう啓発しております。

ピロリ菌に感染すると、慢性的な胃炎を起こしますが、感染した人が全て胃がんを発症するわけではありません。定期的な胃がん検診を勧めるとともに、情報提供を行っていくことが大変重要だというふうに考えております。

平成26年12月定例会での一般質問で検討すると、回答するとしておりました件は、平成27年7月に開催されました厚労省の「がん検診のあり方に関する検討会への中

間報告」において、ピロリ菌検査について死亡率減少効果の根拠が十分でないため、引き続き検証を行っていく必要があると結論づけており、導入についての提言までは至っておりません。

なお、平成28年2月4日付で厚生労働省より「がん検診のための指針の一部改正」の通知がありましたが、この中にもピロリ菌検査項目もないことから、がん検診を受診して要精密検査になった方及び慢性胃炎と診断された方が内視鏡検査を受け、がんの発見はもとよりピロリ菌の感染が確認できますので、がん検診を受診することを勧めてまいりたいと考えております。町の検診にピロリ菌検査を導入することには、国の動向を見きわめたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 先ほども申しましたように、私は平成25年6月、そしてまた26年12月、今回で3回目ということになるわけでございますけれども、なぜこのように同じことを何度も質問するんだと、こう思われるかもしれませんが、やはり、町民の方々のがんを減らすためということであります。

今、ピロリ菌だけが胃がんのもとではないとは言われますけれども、そうではないんですね。ピロリ菌の除菌は胃がん予防になるということが、世界保健機構、WHO、この専門組織、国際がん研究機関というところで平成26年9月24日に報告書を提出しております。全世界の胃がんの約8割がヘリコバクター・ピロリ、要するにピロリ菌の感染が原因であるとの報告、これを発表したわけでございます。

本町で胃がんで亡くなる方は上位を占めておりました。一昨年、平成27年、胃がんで亡くなった方は20名でございます。それから肺がんも20名、胃がん、肺がん、1位はやはり肺がんでしたね、本町で亡くなったので多いのは。2番目がやはり胃がん、2番か3番になっていましたけれども、今回、27年には20名ということで、肺がんと同じ1番を占めておりました。

こういう形で、やはり胃がんが多いということは、ピロリ菌もやはりあるだろうと、私は思っているわけでございます。やはり、町民の方々を胃がんから守るためには、やはり少しでも多くの方が検査をすること。そして検査時に町でも少し助成をすると。これは仙南の川崎町、ここでは実際に実施しております。この件については、また後でお話ししたいと思います。

本町も、胃がん患者が今言ったように多いわけですが、川崎町ではピロリ

菌検査については、検査を受けた方に助成しておりました。どのようにしているかと言いますと、まず集団検診があります。そして、胃検診の中でバリウムを飲む方、これをピロリ菌検査するかどうかということで申し込みを受けるそうです。そして申し込みがあれば、併用して勧めているということでございました。あくまでもピロリ菌検査を希望する方で、バリウム検査料金は通常どおり徴収すると。そして、ピロリ菌検査料金は1,620円かかるそうです。しかし、500円は個人負担、そして1,120円は川崎町で負担しているということでございました。

やはり、当初は委託先の、先ほども本町でも宮城県対がん協会といろいろやっているようでございますけれども、この委託先の宮城県対がん協会に相談したそうです。そしてまた、何回か協議を進めて、そして現在に至るということでございました。検査方法は何かといいますと検便だそうです。一番簡単な採血とか呼気検査というものもございます。これは本当に簡単なんですけれども、やはりお医者さんの指導とか、それから関係者も数人必要となるということで、人件費がかかるということで検便にしたと。検便であれば、自分で採取してそして提出すると。それで調べてもらえるから、それで簡単にできるということをおっしゃいました。

このピロリ菌検査について、本町では対がん協会と協議したことがあるのかどうか、答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） ピロリ菌についての見解と、今のご質問について健康推進課長のほうより答弁させます。

健康推進課長（南條守一君） 先ほどの対がん協会でございますけれども、そちらのほうといろいろ相談はしております。ただ、今、造影検査をしております。要はバリウムですね。そうした場合に、その検査の中で慢性胃炎あるいは要精密検査というふうになれば、当然ながら保険適用での検診、内視鏡検査あるいはピロリ菌の検査というものができるようになりますので、そういうことで、一応対がん協会とは話しておりますが、今のところ、まだ導入までは検討していないというところでございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 造影検査でピロリがいるかどうかということだと思っただけですけども、やはり、造影検査ではピロリ菌がいるかどうかはわからないんですよ。何ミク

ロンですから。そういった小さな菌でございますので、やはり先ほど申したように、一番簡単な検便が一番いいのかなと、私はこう思ったわけでございます。

蔵王町のほうでも、ピロリ菌検査をしておりました。これは私、確認しました。ピロリ菌検査は35歳以上ということで、ピロリ菌検査を受けたことのない方に限ると、こういうことを言っていました。検査は1人当たり1,700円かかるということで、自己負担だそうです。町では助成していないということでしたけれども、これは胃がん検診に合わせて、やはりここも並行して、それでピロリ菌検査を実施していると、こういうことを言っていました。

胃がん検診の、要するにセットという形でやっていると思うんですけども、やはり本町でも、そういう方法があるんだということで、対がん協会とお話をされたらいいのではないかと、私はこう思うわけでございます。

本町でもピロリ菌検査について、私はあくまでもピロリ菌検査ですから、除菌のことは言っておりませんので、ピロリ菌検査ということです。除菌については、その人が後はピロリ菌がいれば自己負担で病院に行って、カメラを飲まなければ薬はもらえませんが、保険が適用になりませんので、やはりそういった形でいきますと、やはり検査であるということを、きょうはここでずっと言ってきておりますので、あくまでも検査です。除菌ではございませんので、よろしく申し上げます。

本町でも、このピロリ菌検査を対がん協会と協議を進めて、川崎町のように自己負担500円、要するにワンコインですね、この検査が受けられるように、そしてまた不足分は町で負担するという、この考えについてどう思いますか、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 実は、私の例で大変恥ずかしいことになるんですけども、ピロリ菌の存在があるということはわかっていたんですけども、そのまま3年ぐらい放置していました。それで、たまたまドックで内視鏡検査をしたら、胃がんだったということでした。胃がんは、幸いに胃壁だったものですから、40日後に酒を飲んでもいいというくらい軽度で済んだわけなんですけれども、その後にピロリ菌を除菌しました。というのは、私自身がピロリ菌が胃がんの発生の1つの要因だということを、正直、恥ずかしながらあれしてなかったんです。ですから、まずもってピロリ菌をどうのというよりも、胃がんのほうが先決ではないかなというふうに思います。

今回も、先ほど課長も私も言いましたんですけれども、胃の造影検査をすれば慢性胃炎がわかる。慢性胃炎であればピロリ菌の検査が受けられるということでございます。したがって、もともとは胃がんをなくすためということですから、まずもって胃がん検診を受けてもらうことが当町の方針だということで、今回、先ほど言いましたように2,300人だったのですか、4月に受けたのは。ところが、申し込みは実は4,000人を超していたようでございます。たしかきのうかおととい、私、決裁したんですけれども、この受けなかった方々、申し込んで半分ぐらい受診率になってないんですね。ですから、申し込んでない方々に再度受診する機会をつかって、それで実施してよろしいですかと、たしかありましたよね。私はそれに対して決裁印を押しました。

ということで、もともとはやはり胃がんをなくすということが、ピロリ菌のあれだと思えますから、まずピロリ菌の存在を確認するよりも、胃がんを発見することが一番ではないかと私も認識しています。私の経験からも、そういう面では当面、胃がん検診をみんなに受けてもらう方向で頑張っていきたいなど。今、議員おっしゃったことについては、先ほど言いましたように国の動向を見きわめながら対応していきたいなというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 胃がんが先だということでございますけれども、何か鶏が先か卵が先かというような形になってしまうかもしれませんけれども、やはり、胃がんというのはピロリ菌によってということがあるわけでございます。WHOでは、もう8割がピロリ菌だということなので、やはりピロリ菌がいるかないかというのを調べないことには、それをとることによって胃がんにはならないんですね。もう胃がんになっているということは、もう相当手おくれになっていることではないかと、私はこう思います。

そういうことで、やはりピロリ菌の検査、これは先にすべきだと私は、こう思います。ぜひ、亘理町から胃がん患者をなくす、そのためにも、町民の方が申請しやすい体制をとっていただく。そして、町で少しでも助成をします。そして胃がん患者を減らせばと思いますけれども、先ほど、国の動向を見てと言いましたけれども、国の動向ではないんです。もう検診、除菌については国の動向で保険適用になったわけですから。今回は検査です。検査の場合は、町でやるかやらないかのことだと



思います。助成するか、しませんというときは、じゃあ千数百円かかりますよと言えればいいことであって、受けますか受けませんかということだと思います。

そういうことでありますので、ぜひ、胃がん患者を減らせばと、こう思っているわけでございます。ぜひ考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、17番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔17番 佐藤アヤ君 登壇〕

17番（佐藤アヤ君） 17番、佐藤アヤでございます。

私は、地方創生の取り組みについて、ふるさと納税の推進について、2項目について質問をさせていただきます。

初めに、地方創生の取り組みについてであります。

本町では、28年3月に亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。27年度から31年度までの人口の将来展望を示す人口ビジョンを3万4,000人と目標を立て取り組んでおります。

そこで、2点について伺います。

1点目、29年度は中間の年度になりますが、目標値に向けて着実に進行しておりますか。この点についてまずお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、同時期に策定した亘理町のグランドデザインであります第5次亘理町総合発展計画と歩調を合わせまして、国の総合戦略における基本目標との関連や、人口の将来展望で掲げた基本的視点を踏まえながら、計画期間の5年間で、特に優先的・重点的に取り組むべき施策分を3つの基本目標として設定し、各種の事業を推進しているところであります。

戦略中の基本目標の1つ目の産業観光振興につきましては、イチゴやはらこめしなどの農水産物のブランディングの確立に向けた事業や、農業関係機関や産学官連携による販路拡大事業に取り組みまして、産業・観光・交流などさまざまな分野での活用を図りながら、基本目標の2つ目の交流人口につなげてまいりました。

その結果、観光客入り込み数におきましては、平成26年と平成28年を比較しまし

た場合、約44%増加しており、その成果が顕著にあらわれているのではないかなというふうに考えております。

また、基本目標の3つ目の子育て支援につきましては、子育て支援サポートや地域で支える子育て環境の整備等の事業を実施し、待機児童数を早急にゼロにするため、その受け皿となる保育施設の確保、整備に一層取り組むべく、今後、子ども子育て支援事業計画に施設の整備を追加し、早急に対応することとなりました。

これまで実施した全ての事業につきましては、亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会で客観的に事業の効果検証を行っていただいております、地方創生に効果があると評価をいただいております。

今後につきましても、国の地方創生に係る交付金などの特定財源を活用しながら、先ほど述べました3つの基本目標の施策群に基づきまして、亘理町のまち・ひと・しごとが持つ潜在的な力を地域振興のかなめに備え、自立した自治体の確立を目指し、各種事業を展開してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 先日、全員協議会の中で、地方創生28年度の取り組みについてご報告をいただきました。

その中で、わたしとわたりのブランドづくり事業5,900万、それから宮城県南浜街道誘客促進事業780万、ITを活用した農業ブランド構築事業450万、大体7,000万のお金が28年度の事業として地方創生に使われております。この地方創生事業に取り組んできましたけれども、地方創生の目標というか、一番の目的は出生率の向上、それから若者の流出をどのようにとめるか、流出の歯どめという部分がすごく大事なことだと思いますけれども、この28年度の取り組みの中で結果は、町の実感として地方創生に効果があったと考えておりますか。まずこの点をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げたと思いますけれども、委員会のほうからは一応の評価をいただいているというので、ただ、すぐに飛び切りの効果ということになりますと、これはやはりなかなか難しいと思いますが、一応の効果はあったのかなというふうに判断しております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは、ちょっと細かい点をお尋ねしたいと思います。

観光客の入り込み数ということで、目標52万人に対して71万人本町に来て、達成したという報告をいただきましたけれども、観光客の増加は町の商店の売り上げ、それから雇用の促進につながるかなと考えますけれども、具体的に町の商店街が活性化したか、売り上げが伸びたかということについて、具体的な数字等はつかんでいらっしゃいますでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 商工観光課長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 観光客の入り込みによって、商店街の活性化につながったかというご質問なんですけれども、実際、全体的な数字というのは、こちらでも把握はしていませんが、1つ例を申し上げますと、まず1つ、はらこめしの事業者、町のほうでやっていますスタンプラリーというのに参加していただいている、はらこめしの事業者から、そのうち15店舗ほどご協力いただいたんですけれども、27年、28年度を比較した場合ですと、約1,200万ほどの売り上げの増加が見られました。

28年度においては、1店舗ふえておりますので、その分を差し引いた場合でも、大体580万ほどの売り上げがございましたので、この事業をやった1つの、目標を達成できた1つの例ではないかとは思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） すごいですね。はらこめしで1,200万プラスになったという、今、報告をいただきましたけれども、やはり、71万人が町に来て、何もしないで通過だけではもうどうしようもないですので、やはりきちっと町にお金を置いていってくださるような事業の効果が、すごく期待したいと思います。

このはらこめしだけでなく、町の全体として捉えるということは、私は本当になかなか難しいことかなと思いますけれども、観光の拠点施設である荒浜地域なんかには、観光客、誘客の部分でプラスになっているかどうか、まずこの点お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私の感覚的には、相当プラスになっているだろうと思います。ただ残念ながら、お客さんのニーズに応えるだけの、まだ構えができていないというの

が実際でございます。来たけど「あら」と、もったいないなというのは相当あるはずでございます。これにはやはり、これからの時間だと思います。ですから、復旧・復興からまだ6年5カ月なんですけれども、これからがやはり正念場かなというふうに思っています。ただ、入り込みというか、私も歩いてみまして、非常に亶理町にはいろいろな方がおいでいただいているという実感は持っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今回の28年度の事業を見ますと、県内外へのイベントや、あと映画館での紹介とか、あとパーキングで町の紹介というような感じで、亶理町を知ってもらうための事業の部分が多かったと思います。ということは、目とか耳から入ってくるだけ、流れていくような事業が主だったような気がしますけれども、ぜひ、人の見える事業というか、この部分を今後考えていかななくてはならないのかなと思っております。

やはり、若い人を呼び込むだけの、その力というか、その部分で地方創生のお金が有効に使えたらいいのかなと、すごく考えるんですけども、私はまず、そういう流れるものでなくて、まず町の若い人たちを流出させないということに力をもちちょっと注ぐべきかなと思います。

そのためには、若い人の声を聞く、ここが大事なことかなと思いますけれども、今回、地方創生の戦略、地方創生事業を策定するに当たって、町の職員の若い方とか、あと地域の若い方の声を聞いて、この創生プランを立てたと思うんですけども、策定した後に、全員協議会で報告があったように、そういう若い職員の方とか地域の若い方、まちづくりの若い方なんかは、今の状況等をお話、報告なんかはされているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） そういった会合につきまして、企画財政課長のほうより答弁させます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 今、ご指摘のとおり、計画策定の際には、まち・ひと・しごと総合戦略委員会、これを策定して、これは7名の外部委員会の方ですが、それにプラスして町の若い職員も含めまして、さまざまな課の意見を取り入れて横断的に連携して計画を策定していたところです。また、定期的に総合戦略委員会で意見を

いただいて、今後の事業の施策とかにも反映しているところがございますので、そういう意見については、庁内含めて結果をフィードバックして、今後の事業に役立てるように取り組んでいるところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 若い人の意見を聞くと、やはり子育て支援の充実というのは物すごく上げられると思います。待機児童が町ではなかなか解消できないような中で、やはりこの地方創生の計画どおりに進めていっていいのかどうか、もっと別な視点から地方創生事業を取り入れなくてはならないのかというような、やはりそういうものを常に若い人から聞くという、そういう体制、姿勢づくりはできているということでしょうか。この点、もう一回お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご指摘のとおりでございます。ただ、若い人は選挙の参加も悪いとおり、社会参加が非常に最近の若い方、私も大変そこに不満を持っているんですけども、その辺を逆に社会参加するようなアピールの仕方から始めようと。まず、はなから始めないとというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 若い人の意見を聞くという、その体制は、町の人材づくりにも大きくかわってくると思います。ぜひ、常に若い人たちの中に入って行って、でも、町の職員の若い方もいっぱいいますので、そういう若い方も活用しながら、学校のPTAでも何でも、そういう若い方がいるところに入って行って、何が一番町にあれば、若い人が寄ってくるかしらという部分を聞いていくような、そういう体制づくりが必要かなと思います。その点は、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

あと、もう1つの観点からお話をさせていただきますと、学校の教育の部分で、若い方たちはすごく定住を決める大きなポイントになると思います。ぜひ、教育環境というか、町独自の教育、「ここやってるよ」とか、あと若い人たちを定住させておく、流出させないというのは、町を好きになってもらうための歴史とか文化とか、何かそういう部分でしっかりと町独自の教育をしていく、そしてまた、学力もしっかり上げていくという、そういうのが数字に見えてくるような取り組みを、地方創生の事業の中に私は入れていただきたいと考えておりますけれども、この点、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） この件につきましては、いつも申し上げているんですけども、まちづくりは人づくりにあり、人づくりは教育にありということで、教育がやはり町の基本だと思います。

そういった面で、特に学校教育が中心になってこようかと思います。若い方々のいわゆる教育関心ということになりますと、それについては常々、教育委員会、教育長とも話しているんですけども、いかに熱意のある教師を亶理町に来ていただくかと、これが大変重要なことだと思います。まず、学校現場が活力あるものにするということが、私は基本だというふうに思っております。

そのためには、地域がいかに教育に熱心に協力してもらえるかと、そういったのが一番の環境で、建物がいいとか悪いとか、これはもう三の次ぐらいだと私は思っております。まずそこから始めるべきだというふうに思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そのとおりだと思います。やはり、地域の将来を担う原動力となるような子供さん、あと子育て世代の方たちを引きつけるような観点から、ぜひ地方創生の事業、町独自に進めていっていただきたいと思います。いろいろなところの事例、地方創生事業の中をいろいろなところを見せてもらおうと、町独自で教育について打ち立てているようなところもありますし、あと、過疎地ほど定住促進に取り組んでいる、危機感がある、今やらないと、もう消滅の地域になってしまうという、やはりそこら辺の取り組み、気持ちの問題で、大きく私は変わってくると思います。

亶理町は、まだ3万3,000人いる、3万4,000までもうちょっとだから目標は何とかなできるかもしれないと思うかもしれませんが、現実に小学校を見てみますと、高屋小学校さんにしても荒浜小学校さんにしても、荒浜中学校さんにしても、生徒の確保、若い人たちが少なくなれば子供さんの数も本当に少なくなってくるので、やはりそういう現場、現実を見据えて、高齢者の方の中でなくて、町全体の人口の年齢的な部分を考えながら、今後、地方創生の事業に取り組むべきかなと思っております。

それで、やはり最後になりますけれども、地方創生は国からの支援及び国との連携が不可欠ということですが、私は、あくまでも町の自主性が大事だと考えます。この地域の担い手である人、人がかなめであり、中心でなければなりません。

本町では、まち・ひと・しごと創生を推進するに当たり、この成功のかなめとなる人の創生に、町長に答弁いただきたいんですけども、人の創生にどのように取り組んでいくのか、この第1問目の点についてお答え願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 1番は、亘理町に町民一人一人が誇りを持ってもらおうと、このことが1番かと思います。この点に尽きようかと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 誇りを持って地方創生に取り組んでいくということだと思います。

では、（2）全国の多くの自治体で都市部から若者等を受け入れ、農林水産業や観光、自治体のPRなど、さまざまなまちづくりに関する事項の支援や仕事を委託する「地域おこし協力隊」の制度を活用しております。協力隊の人件費や活動経費は、特別交付税措置がされます。そして任期終了後、約6割の協力隊の方が、活動していた市町村に定住していると総務省で発表しております。

本町でも、地域おこし協力隊制度を活用し、定住促進を積極的に推進すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 「地域おこし協力隊」につきましては、都市部の若者等が過疎地域等に移住して、おおむね1年以上3年以下の期間で地域の課題を地域で解決するなどの地域協力活動を行いながら、地域に定住、定着を図る取り組みとして創設されてから8年が経過したところでございます。平成28年におきましては、3,938名、863団体の全国の自治体で「地域おこし協力隊」を設置している状況にあります。

しかしながら、委嘱期間よりも早く退任した隊員も365名と約1割を占めており、その理由の1つとして、受け入れ自治体とその地域が求めるニーズと、隊員が希望する活動とに相違が生じていることが上げられております。そのため、隊員の円滑かつ有意義な地域協力活動のためには、受け入れ自治体が隊員をその地域につないで、自治体、地域、隊員の3者で同一の思いを共有することが重要であり、そのような体制、意思の統一なくして隊員の受け入れ、ひいては移住・定住促進は見込めないというふうに考えられます。

現状といたしましては、近隣市町村の導入状況等を注視しながら、研修会等に積極的に参加し情報収集を行いながら、亘理町が抱える行政では対応が難しい地域課

題やニーズ等に合致した地域おこし協力隊の導入がふさわしいかどうか、受け入れ体制の整備も含め慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） やはり、全協の資料の中で移住相談についてはゼロという報告がありました。若者の定住を図る上で「地域おこし協力隊」は有効な手だと私は考えます。隊員が無理なく地域に溶け込み、定住の流れが加速するよう受け入れ体制を、私は町は積極的に進める必要があると考えます。いろいろな調査を見ますと、移住者が最終的に定住を決める要因というのは、移住者にとって地域の魅力や景観、そして食べ物、それから文化などはさまざまありますけれども、まずそこに住む人のつき合いやネットワーク、そこで決まると、その人のネットワークづくりがうまくできたり、あと地域のつき合いがうまくできるようになった方が定住に結びつくという、そういう移住するところを決める方はそのように報告されておりますので、こういう地域おこし協力隊制度を、町は私は活用すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど申しあげましたように、現在、受け入れ体制の整備を含め慎重に検討しているということで申しあげましたのですが、現状について、企画財政課長のほうより答弁したいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 今、ご提案があったとおり、地域おこし協力隊というのは特別交付税措置という手厚い財政支援で、1人400万円、おおむね3年間程度ということで、確かにこの制度は手厚いんですけれども、ただ先ほど町長の答弁にもありましたとおり、定住のための受け入れ体制とか、あとはニーズとか、そういったのが果たしてしっかり確立されていないと、ここに調査結果に6割が同じ地域に定住とありますが、逆に4割は、それが失敗して、3年後には無職のまままた帰ってしまうとか、そういった不幸な状態もありますし、あと、散見するところによりますと、単なる臨時職員みたいな扱いでやってしまったりということで、果たしてこの6割の人が本当に定住するかどうかというのは、本当にまさしくおっしゃるとおりの受け入れ体制のほうの構築だと思います。

正直申しあげまして、これまでは移住促進というよりは、東日本大震災以降の、



こういった被害を受けましたので、今いる方の定住を何とか支えるという面が強くあったのではないかと思います。今後はそういった、復興期も第4コーナーを回ると町長も言いましたけれども、そういった中で、今後いずれはこういった移住なりにもシフトしたいとは思いますが、今、町として、まずは今いる方々の定住の促進をしている。あとはやはり、特別交付税措置もありますけれども、そこは慎重に他県の事例を見て、あとやはり受け入れ体制をちゃんとしっかりした上ででない、この400万円もらえることありきでやるとすると、必ず不幸になると思いますので、そこは慎重に検討しているというのが、今の町の状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） いろいろなところで、先ほど町長も言われましたけれども、全国で886自治体、3,978名が28年度は活動しているという、そういうことですが、もちろん、この中には途中でやめられる方もいると思いますけれども、私は、町の考えとして定住を促進したいのか、したくないのかという、その点だと思います。そのために、やはりもちろんいろいろな失敗もあるかもしれませんが、少しこういう制度を活用して、町の定住を図るという、そのために努力するというか、せっかく国のお金もあるし、もちろん大変なことはわかりますけれども、その心意気というか、そこら辺が地方創生に絡むことだと思います。

先ほども言いましたけれども、亘理町はまだ大丈夫だと捉えるのか、いや、これから5年後、10年後、町のことを考えれば、少しずつでもいいから定住促進につながるような事業をするのか、その考え方が私はこれからの町に大きくつながるのかなと思います。ちょっと過疎でないのと思うかもしれませんが、丸森町では地域おこし隊の方がおります。この方は、自分のようなよそ者にも居心地のよい対応をしてくれる寛容な地域性をアピールしたいということで、移住相談センターで窓口として働いております。

あと、埼玉県の秩父市というところでも、やはり地域おこし協力隊の方が移住促進に向けた、その窓口で、やはり都市部から来た方たちの窓口の対応をしている。やはり、都会から来た人たちに対しての話し合いというか、ここはいいよとかここはちょっとねというところの窓口の対応をやっているというのがあります。私は今、企画財政課という中で、こういう地域おこし協力隊をやっております。

すけれども、こういう地域おこし協力隊の方に入っていて、その窓口、ぜひ定住促進につながるような、若い人と話がうまくコミュニケーションがとれるような都会の方に入っていて、都会の方の目を見て、町のいいところなんかを、ぜひ言ってもらえるような、そういう体制づくりをしっかりと、こういう国のお金が入っている中でやっていくべきかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） まず第1点なんですけれども、いわゆる国のお金、補助金とかそういった財政措置というのは、やはり相当慎重に、先ほど企画財政課長が言いましたけれども、お金が交付されるからやるべきだという考え方は、私は必ずしも妥当ではないと思います。まず、先ほど企画財政課長が言いましたように受け入れ体制をしっかりとした中で事業というのは進めていかないと、これまでの失敗例というのは、ほかのあれでも、今回の震災でも見えていますから、これは慎重にいきたいと思います。

特に亘理町の場合は、農業、漁業がいつも基幹産業と申し上げますけれども、この震災で農業については特に基盤整備、水田については本当に飛躍的に進みました。ですから、農業につきましては、これはもう私は将来の日本の成長産業と見ています。そういった中で、現在の構成を考えますと、認定農家の方々の年齢を考えますと、やがては組織的な経営をしていかないととなりますと、どうしてもそこに人が必要になってきますし、そういったことは、まだやはり時間を要するかなと。基盤整備はできています。そういった面で、亘理の農業は相当大きく飛躍するだろうと。これは園芸を含めまして、そういった場合、必ずそこで人が必要になってくると、そういったことを見きわめた中で、こういった事業に取り組むべきだなというふうには思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、宮城県内では仙台市、塩竈市、気仙沼市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、七ヶ宿町、柴田町、丸森町、加美町、涌谷町、南三陸町のところで地域おこし協力隊の方が活動しております。今、町長が言いましたように、亘理は今、本当に魅力のある町だと思います。都会から人を入れる、ちょうどいいチャンスなのかなと思います。亘理の農業のこと、漁業のことを知ってもらうためにも、3年で帰ってもいいと思います。定住につながらなくても、まず知って

もらうために、1つアクションを起こすという、私は方法もあると思います。

大変になったから人に来てもらうのではなくて、今、本当に大規模農業の圃場整備も終わって、漁協のほうでも水揚げがあって、そういう魅力のある町に、ぜひ若い人たちを呼び込むチャンスがあるかなと、そのような捉え方もできるかなと思いますけれども、ぜひ、地域おこし協力隊、よその方たち、都会の方たちの目でもって、いろいろなブランド化もできますし、町のいいところも町にいたら見えない部分も多分若い人たち、都会の人たちの視点が、また違った目で互理町をアピールできる可能性もあると思いますので、ぜひ、進めていただきたいと思います。

それでは、2項目ふるさと納税の推進についてお伺いいたします。

ふるさと納税は、本町にとって大切な収入です。さらに推進すべきと考え、2点について伺います。

ふるさと納税は、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを実現するために、平成20年度の税制改正により制度が措置されました。本町においても、ホームページや特産品を送付するなどして、ふるさと納税の魅力の充実に取り組んでおります。税以外の財源確保という観点からも、さらに推進していく必要があると考えますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ふるさと納税は、税収そのものの増加が期待されるほか、返礼品を通じた自治体の特産品やPR、地元企業の活性化にもつながることから、町としてもふるさと納税の推進に現在取り組んでいるところであります。

具体的には、これまで返礼品はジャムの詰め合わせのみでありましたが、平成29年1月以降、返礼品の商品数を順次拡大し、現時点で41品目まで商品数をふやしたところであり、その成果としては、昨年7月末時点で52万5,000円だった納税額が、平成29年4月末現在では195万円と142万5,000円増加しており、率にすると271.4%の増と大きな伸びを示しております。

さらなるふるさと納税の推進のためには、魅力ある返礼品数の増加が必要不可欠であると考えますので、今後も返礼品の商品開発に積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、ふるさと納税の返礼品競争が加熱して、国のほうでは高額商品

の廃止などの返礼品の見直しを求めていますけれども、本町には、私は問題がないと思いますけれども、まずこの点、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 企画財政課長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 総務省のほうから、4月1日にふるさと納税に関する通知がありまして、これは確認ですけれども、3割を超える返礼品であるとか、あとはプリペイドカードとかの金銭的なものとか、あと資産性の高いもの、こういったようなものは逸脱しているので取り扱いを中止するように通知がありました。

町内につきましては、基本的には食料品関係なので、そういった金銭的なものはないんですが、ただ、若干3割を超えるものというのは一部ございまして、その対応は検討しているところでございます。ただ、きのうきょうですか、また新しい大臣のほうから、それは自治体の判断に委ねるといふ新しい見解もあつたりしますので、そこは慎重に検討したいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 先ほど町長も申しましたけれども、この町の特産品の返礼品を扱うことによって、地場産業、農林水産業の需要を生んでいることはとても重要なことだと考えます。さらに、町がふるさと納税を推進するために、返礼品として体験メニューを設けてはいかがかと考えます。例えば、リンゴ狩り、イチゴ狩り、温泉入浴券とか、そうすることによって町に足を運んでもらう。観光客の入り込みにつながると考えます。来てもらって、リンゴ狩りをしてもらって、そしてほかでガソリンを入れてもらったり、あと何かをまたお金を使っていただくという、町の商店街の活性化にもつながると考えますけれども、いかがでしょうか。体験メニューということについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） いろいろメニューは、今、亶理町で生産されたいわゆる物産だけなんですけれども、そういう体験メニュー、そういったメニューもありますし、いろいろな組み合わせがあると思います。亶理町の場合は、どちらかという、ちょっとやはりスタートがおくれたという前がありますから、それらも全て勘案して、いろいろなコースが作ることができるわけです。例えば10万円コース、20万コース、

30万コース、100万コースとか、そういったいろいろなコースも当然できるわけですから、あるいは組み合わせもできるわけですから、これらを一生懸命開発していきたいなど。私もそういうのが大好きでございますから、一生懸命やっていきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ほかの町でも、何億円とかふるさと納税でとかというところを見ますと、本当に期間を限定してというか、すぐにいっぱいになってしまうというようなところがあります。牛肉とか、物すごい人気があるみたいですがけれども、私は亙理のはらこめしのこの期間、ふるさと納税の返礼品として活用してはどうかと考えます。このはらこめしのセットとかといたら、やはりネットなんかで大分反響を得ることができると思えます。ホームページとか見なくても、マスコミなんかでも多分取材に来てくださるかもしれませんので、やはり期間を限定して、2カ月、3カ月のふるさと納税推進月間とかというような感じで、町の取り組みとかも今後考えていったらいいかなとは思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員からいろいろご提案いただきまして、大変ありがたいと思えます。そういったことを一覧に書いていただきまして、ひとつ提案として、企画財政のほうに出していただければ、参考にしようのほうは取り組んでまいりたいと、本当にありがたいご提案を、ぜひお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 返礼品だけでなく、ふるさと納税の市町村長アンケートという中で、8月25日の河北新聞でした。使い道に共感を重視して、共感を得ながら寄附金を集めるという取り組みをしたいというようなことが、各自治体のほうから何%ですか、結構な、80%ぐらいですか、そういう使い道を明確にして、ふるさと納税の使い道をアピールした、そういう推進をしたいというようなことが河北新聞に載っていましたが、名取市の関上では、天然温泉を掘削する工事をふるさと納税で募集しますというのも、先日、新聞に載っておりました。本町でも、具体的な7つの事業を上げて、持続可能な町の基盤づくりを初め7つの事業を取り上げてふるさと納税の、こういうことをやりますというふうに乗ってありますが、もっと具体的に、寄附をしたくなるような事業を示していくということも、ふるさと

納税の推進につながると考えますけれども、いかがでしょうか。

町 長（齋藤 貞君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） おっしゃるとおりでございます。ですから我々のほうも、例えば今、役場庁舎、準備を進めているわけですが、例えばそういうことにできないかなど。そうすることによって、少なくとも互理出身者の方々には少なくともアピールできるわけです。例えばそういうことも十分考えています。先ほど申し上げましたように、そういったことを、できれば出し惜しみしないで、どんどんご提案いただければというふうに思います。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） あともう1点です。具体的な事業の目的、内容を示した上で、ふるさと納税を募ることも大切ですが、そして、幾ら集まってどう使ったかという、そういう報告も、ふるさと納税をしてくださった方にきちっとしていくということで、次につながると思います。これをしっかりしている自治体は、約全体の半分だというような発表もしておりますけれども、私は返礼品の充実とともに、この誠意、ふるさと納税をいただいた方に対して御礼とともに使い道、そしてきちっと形ができれば形ができたというような、その報告も今後していくことが、ふるさと納税の推進につながると考えますけれども、この点、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおりでございます。このことにつきましては、ふるさと納税を送った方の御礼を含めまして、うちのほうの事務処理を速やかにすべきだと。今までいろいろな面で指摘されたことが、私自身もありました。ですから、この点はおっしゃるとおり、非常にきめ細かく、された方にはいろいろな面で事務処理をすべきだと、速やかにですね、これは十分心得ているつもりでございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） では、（2）にいけます。

2016年度の税制改正により、企業版ふるさと納税が創設されました。企業が地方創生事業に寄附をすると、法人税等の控除を受けることができる制度です。本町でも取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。国では、この企業版ふるさと納税は、期間は32年3月31日までという、そういう期間限定のふるさと納税の制度ですが、本町でどのように考えていますでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税は、各地の地方創生の取り組みの実効性を高めていくために、地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対して寄附を行った企業が税額控除の措置を受けられる制度であります。

企業版ふるさと納税の対象事業は、地方版総合戦略に位置づけられたものであり、亘理町におきましては亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げました産業振興、交流人口拡大、子育て支援の3つの基本目標に合致した事業であることが条件となっております。

また、企業版ふるさと納税を活用するためには、自治体がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を企画立案した上で、地域再生計画を作成し国に申請することとなっておりますが、国への申請時点において寄附を行う法人の具体的な見込みが立っている必要があるほか、国の補助金や交付金の対象となる事業には寄附を充てることができない等の制約があるため、宮城県内で企業版ふるさと納税を活用している市町村は、現在、7市町村にとどまっている状況にあります。

亘理町といたしましては、地方版総合戦略に位置づけられた事業の財源としては、補助率の高い地方創生推進交付金の活用を第1に考えておりますが、企業版ふるさと納税の活用についても、今後、積極的に、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 民間の企業の方々には、企業版ふるさと納税について理解をいただき、寄附を通じて積極的に貢献していただくことを、企業版ふるさと納税では期待しております。町は、民間企業に地方創生の取り組みをアピールする必要がある、政策面のアイデアが企業の共感を得られる魅力的な事業として提示していくことが重要になります。今後、本町でも、魅力ある寄附対象事業を構築し、企業に積極的に働きかけるなど、寄附の実現に向け取り組んでいくことが必要だと考えます。

今、町長も答弁くださいましたけれども、今、宮城県では岩沼市、多賀城市、東松島市、南三陸町、山元町、気仙沼市で企業版ふるさと納税を募集中であります。私は、この内容を見ますと、例えば山元町は「人が人を呼び、人を育てるにぎわいまちづくりプロジェクト」、あと岩沼市では「千年希望の丘」震災伝承・防災学習事業、やはり町に今必要な部分で、企業版ふるさと納税を企業に対して共感を

もらえるようにアピールしているのかなと思いますけれども、町も、私、ここを見ると大体沿岸部の市町村が多いような気がします。私たち、沿岸部が多い、すごく感じたんですけれども、亘理町も、ぜひ共感を得られると思います、企業の方たちから。今回も、いつもですか、定例会ごとに寄附をくださる事業所の方がいらっしゃいますけれども、そういう方たちに協力をもらいながら、大きくこれが企業版ふるさと納税につながるような財源確保を今後図るべきかと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、事務レベルでいろいろと検討している件につきましては、企画財政課長のほうより説明したいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 私ども、各市町の具体的な内容を確認させていただいたところなんですが、やはり、先ほど町長からもお話があったとおり、企業版ふるさと納税は、国等の補助金が該当しないものしか使えないということで、各市町も、やはり国の復興交付金と地創生交付金の交付に至らなかったものを、企業版ふるさと納税として活用しているのが実例ということで、正直申し上げて、先日、全員協議会でもご報告した内容のとおり、私どもの企画立案したものは、全て地方創生交付金なりで交付決定まで至っているということもあるので、今現在は、そちらが、28年度は特に10分の10の補助だということで、そちらを優先的に活用していたのが事実でございます。

ただ今後、地方創生交付金の対象外になる事業も今後出てくるであろうし、あと例えば、定期的に寄附をいただいている企業様、今回株式会社コヤマドライビングスクールも計上しておりましたけれども、そういった方々が、もしふるさと納税に合致すれば、そういったものでやれば、企業も3割控除から6割控除に拡大して、より長い間寄附をいただける可能性とかもありますので、ただその分、用途は限定されるというようなデメリットもあるので、そこら辺も総合的に判断して、もちろん企業版ふるさと納税の活用については、今後も検討していきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 大体全部国から認められているから、今のところは企業版ふるさと



納税の活用は考えていないと。今後、認められなくなった地方創生の事業に対して、企業版のふるさと納税制度の活用も図っていくかもしれないというような、そういうご答弁だと思いますけれども、ぜひ今後、地方創生、どんどん国からの支援、資金もちよっと少なくなってきたというのが現実かなと思いますので、そこら辺、うまく活用してやっていただきたいと思います。

静岡県の伊東市のホームページは、まだやってないんですけれども、「本制度の創設を受け、現在寄附募集する事業を検討しており、今後、ホームページ等において具体的な事業案をお知らせします」と、「地方創生に向けた取り組みにご賛同いただき寄附をご検討いただける企業の皆様からのご連絡をお待ちしております」というような、ホームページに載っておりました。ぜひ、亘理町も32年という、そういう限定の中で財源確保の観点からはもちろんのことですけれども、地方創生の実現に向けて、やはりいろいろなところを巻き込んでいくという、そういう地域の発展することによって課題の解決につながると考えますので、積極的に活用していただきたいということを申し上げ、一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時40分といたします。休憩。

午前11時32分 休憩

午前11時40分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、15番。木村 満議員、登壇。

[15番 木村 満君 登壇]

15番（木村 満君） 15番、木村です。

私は、障害者差別解消法施行に伴う対応について及び鳥の海公園の整備について質問いたします。

まず初めに、障害者差別解消法施行に向けての取り組みについてお伺いいたします。

国連の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法整備の一環として、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するこ

とを目的として、平成25年6月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

本法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の差別の禁止の規定を具体化するものとして位置づけられており、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって差別の解消を推進し、それにより、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としております。

特に、行政機関においてはその配慮が義務となっており、本町においては、第5次互理町総合発展計画の中でも障害を理由とする差別の解消が盛り込まれております。

そこで、3点質問いたします。

(1) 障害者差別解消法が平成28年4月より施行されました。それに伴い、本町においては合理的配慮が求められております。そこで、町民の皆様全員が利用することが想定される公共施設のハード面において、障壁の撤廃はどのように行われているのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるように、平成28年4月から施行されました障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、障害者への不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供が義務づけられております。

互理町の公共施設における障害を持つ方への合理的配慮につきましては、これまでの施設の状況を確認しながら、段差のある入り口にはスロープを、手すりのなかった階段には手すりを、また身体障害者にも対応したトイレの設置等、建物の物理的な妨げに対して対応可能なところから整備を行っておりますが、建物の構造上、または老朽化により整備が困難な施設につきましては、その改修時期とあわせて整備していきたいと考えております。なお、物理的な対応が困難な部分に関しましては、職員がマンパワーにより障害者の方々へ適切な、そして丁寧な対応を実施しております。

現在、建設に向け準備を進めております新庁舎、保健福祉センターにつきましては、建設基本計画の中でも誰もが利用しやすい安全で快適に利用できるよう、ユニ

バーサルデザインに配慮した庁舎建設を掲げまして、現在、実施設計に取り組んでいるところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ただいまご答弁いただきまして、町の各所においてハード面においてもご配慮いただいているのかなと感じたところでもありますけれども、こちらの配慮につきまして、障害者福祉のサービスを提供している事業者団体であったり、学識経験者等々とともに再度点検して、課題の洗い出しというのをしてみてもどうかと思うんですけれども、この点、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 課題の洗い出しということですが、福祉課長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） ただいま議員が言われたとおり、事業団体や学識経験者等によります公共施設の点検、課題の抽出というような方法も考えられるとは思いますが、当町のほうには、障害者の代表や障害児の方の父兄が参画します亘理町障害者等地域自立支援協議会というものがございまして。その中で、その方々は障害者の方々が安心して生活できる支援体制を協議する場というようなことにも働きがありますので、まずは、公共施設の点検、課題の抽出についてはそちらの方々にお願いするようになるのかなというふうに思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 了解しました。

では、（2）に入らせていただきます。

本法律においては、市町村に対して不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体的な事例を盛り込んだ対応要綱、これを策定することを義務づけておるわけですが、本町においては、この策定の進捗がどのようになっておるのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条及び障害者差別解消の推進に関する基本方針では、職員が的確に対応できるよう職員の責務や相談体制の整備、研修等の内容を盛り込んだ対応要領を定めることを求めておりま

す。

これを受け、亶理町におきましても法及び基本方針に則して関係部局と連携し、亶理町の職員が適切に対応していくための指針として、亶理町障害者差別解消法の推進に関する職員対応要領を策定し、平成29年4月から施行、対応しているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） さらにこの作成案ですけれども、作成する場合には、障害のある人の意見などを聞きながらつくることとされているわけでありましてけれども、本町の対応要綱、どのような形で意見聴取されたのかお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 経過につきましては、福祉課長のほうより答弁させます。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この対応要領を作成する場合につきましても、先ほど述べました亶理町の障害者等地域自立支援協議会の会議におきまして、この要領の内容等を説明をさせていただき、ご意見をいただきました。その中で、ご意見というか、その要領の案のとおり進んでよろしいのではないかなというようなご意見をいただきましたので、作成に至った次第でございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 意見を聴取していただきながら策定されたということですので、内容につきましては、より実のあるものになっているのではないかなと思うんですけども、こちら要領なんですけど、実際つくるだけではなくて、その活用自体がやはり必要なことだと思っておりますので、この対応要領をどのように周知され、どのように研修をなされて実行力を高められているのかお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 具体的なことについて、福祉課長より答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この要領につきましては、やはり障害をお持ちの方への合理的配慮というのを正しく理解して、今後の事務事業を行うに当たりまして、職員が適切に対応することができるということが重要ですので、この周知に当たりましては、全職員を対象にしまして、9月の末に研修を実施する予定となっております。以上

でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ぜひ、実のある研修にさせていただきたいと思うと同時に、1度だけの開催ではなくて、やはり全職員共通の認識を持っていただきたいという思いから、職員の研修体系において新規採用職員の研修の一環として位置づけはどうかと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この辺につきましても、福祉課長のほうより答弁させます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この研修につきましては、やはり障害者差別解消法の趣旨を全職員に理解してもらおうというのが大前提でございますので、新規採用職員の研修につきましても、上司並びに研修担当部局と相談しながら実施をしていきたいというふうには思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ぜひ、実施に向けて検討されるということですので、そちらのほうも実効性が高まるような研修の実施をお願いいたしまして、1番目の質問を終了いたします。

失礼いたしました。

3番目も重要なお話ですので、少し解説から入らせていただきます。

市町村において、障害差別を解消するための取り組みを行うネットワークとして、地域のさまざまな関係機関などによる障害者差別解消支援地域協議会、こちらをつくることができるとしておるわけでありますけれども、障害者差別を解消するために関係者が話し合う場をつくり、お互いに顔が見える関係ができれば、お互いを理解しやすくなると思います。障害のある人もない人も、ともに暮らせる地域づくりの一步として、さまざまな団体から構成させる地域協議会をつくることが期待されるわけでありますけれども、本町においてはどのような協議がなされておるのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 障害者差別解消法では、障害者差別の解消を推進するためには、地域のさまざまな関係機関が具体的事例に係る情報を共有して、協議を通じまして各

自の役割に応じた事案解決への取り組みや、類似案件の発生防止等について効果的に行うネットワーク組織として障害者差別解消支援地域協議会を設置することができるとうたわれております。

亘理町におきましては、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指すため、地域の現状と課題等を関係機関と情報を共有して、情報発信をしながら具体的に協働することで地域の支援体制のレベルアップを図っていくために設置されました障害者等地域自立支援協議会、これに障害者差別解消支援地域協議会の機能を持たせることで、当面は新たな組織は設置せずに対応したいと考えております。今後、具体的な事案に対応しながら、新たな組織の要否についてもあわせて検討していきたいと、そのように思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 先ほど述べたとおり、私は地域協議会の設置が必要なのではないかと考えているんですけども、設置せずに同様の機能を持たせていくということであれば、障害者等地域自立支援協議会において、商工会等の事業主団体についても参画していただいたらどうかと思うんですけども、この点、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ただいま申し上げましたように、できればこれをもって、今までの自立支援協議会との合体の中でやればということですけども、事案を処理した中で慎重に検討していきたいと。必要であれば、新たな組織ということになるかどうかと思います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 私も、障害者等地域自立支援協議会設置要綱、こちらのほうを確認しております、その中には、商工業者というような文言がないものですから、実際、この点はハードルが高いのかななんて思っていたものんですけども、見直さなくていい規定というのは存在しないかと思っておりますので、見直す際には、ぜひ先ほどの件、検討しながらやっていただければということをお伝え申し上げまして、1番目の質問を本当に終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員に申し上げます。

一般質問の途中ではありますが、ここで一旦休憩をいたしまして、再開後に残りの一般質問を行いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

15番（木村 満君） はい、結構でございます。

議長（佐藤 實君） それでは、休憩をいたします。

再開は13時といたします。休憩。

午前 11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。木村 満議員。

15番（木村 満君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を行わせていただきます。

それでは、大項2番から始めさせていただきます。

鳥の海公園の整備についてお伺いいたします。

町長は、かねてから亘理町全体が公園であるというような表現をされております。私自身も、その考え方には共感させていただいておりますし、物事を進める上で全体的な概念や理念を持つということは何事にも通ずる大事なことだと思っております。そこで、鳥の海公園についてはどのような場所であってほしいというふうにお考えなのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 鳥の海公園は、陸上競技場及びサッカー場を初めとする野球場や遊具施設、さらには園路及び広場等の施設を有する総面積10,3ヘクタールの総合公園として昭和51年4月に開園し、鳥の海周辺を一体としたスポーツ交流及び観光拠点の場として、多くの利用者に親しまれておりました。

しかしながら、さきの東日本大震災の津波被害によりまして、公園施設全てが流失いたしました。その後、亘理町震災復興計画及び災害危険区域土地利用計画に基づきまして、陸上競技場及びサッカー場並びに野球場を500メートル内陸により移設して復旧するほか、津波の減衰機能を有する海岸緩衝緑地や避難丘を含む防災公園、さらにはコミュニティー形成を目的とした多目的広場を配置し、面積においては17.2ヘクタールを拡大した総面積27.5ヘクタールの新たな総合公園として、現在、復旧・復興工事を鋭意進めているところでございます。

今後は、スポーツの交流拠点として町内外から利用者を見込めるよう、施設の充実を図るとともに、わたり温泉鳥の海と連携した、いわゆる一大観光拠点、亘理町の一大観光拠点として交流人口の拡大を図っていききたいと、そのように考えており

ます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 私も町長の考えに大変共感させていただきます。特に、一大観光拠点という部分、この部分、その成功に向けて、私自身も全力をもって後押しをしていきたい、そのように思っております。そしてそのことを受けまして、以下3問質問させていただきます。

（2）子供たちが遊びの中から、人が本来持つ自主性、社会性、創造性を豊かに育むことができる場、「遊育」をコンセプトに、平成25年5月にオープンした「ひがしねあそびあランド」ですが、非常に人気があり、遠方から子供を遊ばせに来ている人が大勢います。これは、平成28年2月議会にて教育福祉常任委員会の所管事務調査報告書にもあったわけでありすけれども、私自身も、先月自分で足を運んで見にいってみました。あいにく実は臨時休業だったんですけれども、そこに施設長がおりまして、その方にお話を伺うことができました。

総工費などは、先ほどの調査報告にあったとおりではあるんですけれども、驚いたのが利用者数でございます。施設長からお話をいただいたときには、多い年で年間30万人くらいの利用者が来ていて、しかもその中の半分は県外の方の利用ということでありました。

また、その向かい、道路を挟んですぐ向かいには産直市場「よってけポポラ」というのがありました。こちらも寄ってみたところ、平日にもかかわらず大変にぎわっておりました。こちら市場関係者の方にお話をお伺いしたところ、昨年で12億4,000万円の売り上げがあったとのことでした。最近はやはり、遊んだり体験したりすることとショッピングというものが一体になっているところが人気なのではないかと考えておりますし、その流れは今後ますます強まると考えております。

そこで、本町において鳥の海公園、こちらにユニークで集客力のある遊具や遊び場を設置してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。理由としては、本町は観光を基幹産業と位置づけているわけでありますが、子育て世代が行きたくなる場所、これは私も自分自身子育て世代なのでわかるんですけれども、親が行きたい場所ではなくて、子供が行きたい場所に子育て世代は来るんです。そして、何よりも本町の子供たちの遊び場にもなります。これからは、1つのことで1つの効果しか生まれないようなものではなくて、1つのことで2つ以上の効果があるようなもの



に積極的に投資すべきと考えております。よって、鳥の海公園にユニークで集客力のある遊具や遊び場を設置してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 震災前の鳥の海公園には、すべり台やブランコ等の遊具を複数設置しておりましたが、現在、復旧中であります鳥の海公園は、すべり台1基のみ設置となっておりますので、集客が図れるような遊具等の設置については、現時点では計画されておられません。

長時間滞在できる遊具としますと、大型の複合遊具等が考えられますが、ある程度集客を見込める規模の遊具となりますと1,000万以上の費用がかかるため、費用対効果についても検討が必要となります。また、設置場所につきましても、鳥の海公園の災害復旧工事及び多目的広場整備が終了していない中での検討となると、大変難しい点もございますので、今後、工事進捗や完成した施設の利用状況を調査した上で、遊具の設置について検討してまいりたいと、そのように考えております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ただいまご回答いただきましたとおり、防災や交通インフラ、こちらの復旧が優先ということは、これは全くもってそのとおりだと思います。しかし、費用面と遊具設置の検討、この部分について、少し掘り下げてお伺いさせていただきます。

地元の子育て世代及び地元の商店主からは、同様の声が多数上がっております。子育て世代は、子供を遊ばせるような遊具、特に以前鳥の海公園にあったような複合的な施設を設置してほしいとの声です。地元商店主からは、遊具があれば子育て世代が多く来るのではないかと、滞在時間が長くなれば、消費につながるのではないかと、声が上がっています。町政運営をしていく中で、限りある財源の中で実施する政策の選択をする際の重要な要素に、住民満足度というものがあるかと、そのように思っております。もちろん、効果対費用の検証は必要ですが、交流拠点として、そして子育て支援策として、ユニークな遊具の設置は優先度が高いのではないかと考えておるんですけれども、そのような地域の方々の声というのは届いておりますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 地域の方々の声は十分私も承知しておりますし、私自身も、今から

40年前ぐらいに子育てをしたときは、職場の関係上、4時ごろまでに帰りましたから、当時、若いときは。必ず荒浜、夏場6月から9月まで連れていきました。毎日ではないんですけども、大体ですね。結構、プールがありましたし、その後、遊具がそろってきまして、ですから私自身が十分に、その施設の有効性については認識しております。

ただ、今申し上げましたとおり、限りある財源でございますから、それぞれ優先順位をつけた中で、これも当然、大変に集客というか、それから今おっしゃるように、町民を含めて来場者の満足という面からは高いんですけども、お金も十分にかかるわけですから、先ほど申し上げたように、進捗を見ながら十分に検討した上で、当然設置していくという方向になろうかと思えます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 先ほども申し上げたとおり、復旧・復興が優先であるというのは、私も認識しておりますし、検討時期が来ましたら、ただいま設置に向けてといいですか、具体的に私が聞き取った範囲での認識の中では、前向きな検討であるのかなというふうに捉えたわけでありますけれども、そのような回答をいただきまして、私自身大いに期待させていただきますと同時に、その実現に向けて全力をもって応援していきたいと思っております。ぜひ、鳥の海公園の場所に子供の笑顔をつくらせていただきたい、そのように申し上げまして次の質問に入らせていただきます。

それでは（3）サッカー場の整備についてでありますけれども、こちらもスポーツ少年団等の普及などから、せつかく整備するのであれば控室やシャワールームなどの、最近はそのような設備が普通に整備されるべきではないかとの声が寄せられておりましたけれども、本議会の補正予算内で控室等を整備する予算が計上されておりましたの確認しまして、利用者の声や社会動向が反映されたものになっており、復旧を超えた整備になっているのではないかと考えております。

今後、人工芝や控室が整備されることにより、利用者がふえることと思うんですけども、こちらはどの程度の集客を見込んでおるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当部局の生涯学習課になっておりますので、教育長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、木村議員にお答えしたいというふうに思います。

現在、陸上競技場につきましては、災害復旧工事で再建が進められているところでございます。これからフィールド部分に人工芝のサッカー場として施工を予定しております。人工芝生化にすることによりまして、天候、きょうのような雨でも、ほぼ1年中使用ができる施設になると思いますし、また、高速道路網も充実しており、特に近くの鳥の海スマートインターチェンジから近いということもあり、県内にとどまらず県外からの集客が見込めるものと考えております。

また、在仙のプロサッカーチームでありますベガルタ仙台でも、この施設には興味を示しているようでございまして、合宿や練習場としても活用できるのではないかとの提案をいただいているところでございます。

そうした将来的な構想にも対応できるように、平成30年度以降にシャワー室を完備しました更衣室兼管理棟、そしてまた電光掲示板、さらには夜間でも試合あるいは練習等ができるような明るさを確保できるような電照灯などの設置計画もございまして、今後、これらの設備等の充実が図られれば、さらなる集客の増が見込めるのではないかなというふうに、今のところ考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 今後、鳥の海周辺が観光地として成長していくためには、宿泊施設の充実が必要であります。そのためには、夜間でも楽しめる商店形成が必要であります。平成29年3月議会の私の一般質問で、鳥の海温泉の北側に飲食店を中心とした商店街を形成したいと回答いただきました。私も、その計画はぜひとも成功させたい、そのように思っております。

そのためには、昼間人口だけではなく夜間人口の増加も重要となっております。先ほど、照明灯の設備も計画があるということであったんですけども、鳥の海としての夜間の活動人口がふえることで、飲食店等もにぎわってくると、そのように思っておりますので、ぜひ、夜のイベント等にも活用できるように開放していただければなど、そのように思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今後の対応等について、担当の課長のほうから答弁させます。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） ご質問の夜のイベント等にも開放できるよう検討していただきたいということでございますが、基本的には、日本サッカー協会公認の人工芝のサッカー場であることから、ナイター設備等が完備できれば、使用料との兼ね合いもございますが、かなりの需要が見込めるものと考えておりますので、あくまでも基本スタンスといたしましてはサッカー競技専用の施設としての位置づけを考えております。

現時点では、即答はできませんけれども、仮に開放する場合には、絶対条件といたしましては人工芝に悪影響が出ないことなど、利用面でかなりの制約が必要と考えられますので、イベント等の開放につきましては慎重に今後検討していかねばならないと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 人工芝のほうも、これは当然のことですので、その場その場で是々非々で対応していただければなと思いますけれども、もし、それは集客に効果的だなというものがあれば、その場その場で判断いただければなと思います。

それでは（4）、最後の質問に入ります。

野球場の今後の利用計画についてお伺いいたします。

この野球場においては、震災前と同規模復旧ということで、少年野球がメインの利用になろうかとは思いますが、そのほかの利活用がもし考えられているのであれば、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育長のほうより答弁したいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それではお答えいたします。

鳥の海公園野球場につきましては、今、議員がおっしゃったとおり、軟式少年野球の規格であることから、小学生を対象とした公式の試合はもちろんのこと、通常の練習、それに利用してもらいたいなと思っているところでございます。

また、広さ的にはソフトボールの競技も可能であるというふうに思っておりますので、ソフトボールのほうから何か要望があれば対応してまいりたいというふうに考えております。

また、可能であればプロ野球選手等による野球教室、楽天イーグルスのオコエ選手なんか来てもらえれば、子供たちも喜ぶのかなと思って、そういう野球教室などの利用なんかも、今後検討していきたいものだなというふうに思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ただいまソフトボールとか、あとは野球教室というようなお話もあったんですけども、いずれにせよ、子供たちの利用がメインになろうかなというふうに想像できます。そして、その場合、この野球場なんですけれども、荒浜大通線に隣接しておりまして、地図を見る限り少し近いのかなというふうなイメージもありますので、特に、ボールが道路に飛んでいって車に当たってしまったらとか、あとは道路に飛び出してくる子供がいたりとか、そういった面での安全の配慮というのが必要かと思うんですけども、この点はいかがでしょう。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 具体的な対応について、担当の生涯学習課長から答弁させます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 木村議員のご指摘のとおり、野球場につきましては、3塁側からレフト側が荒浜大通線に近いので、安全面を確保する上では、フェンス等の設置も必要になるかもしれませんので、今後、荒浜大通線の完成時期とあわせて関係各課と協議いたしまして、前向きに検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ぜひ、安全にそして楽しく思い出を残してもらえそうな、そんな場所になれるようにつくってってもらえればなということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。以上です。

議長（佐藤 實君） これをもって木村 満議員の質問を終結いたします。

次に、12番。大槻和弘議員、登壇。

〔12番 大槻和弘君 登壇〕

12番（大槻和弘君） 12番、大槻でございます。

一般質問の通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお祈りを申し上げます。

私のほうからは、保育園問題が1つと、それからもう一つが今後の医療行政についてということで、この2点についてお伺いをしたいなというふうに思っております。

きょうの河北新報を見ますと、社説に3年連続で待機児童がふえたというようなことが載っております、やはり政府は、その対応を図るべきだというようなことが載っていました。本町においても、同じように待機児童の問題が起きている次第でございます。保育園の問題につきましては、保育園の待機児童の問題が指摘をされていると、そういうふうな中で、子ども・子育ての事業計画について、平成31年度を目標に保育所及び小規模保育事業の整備を盛り込むことは、待機児童解消に向けて大変重要なことだというふうに考えます。子ども・子育て支援の課題と対策についてお伺いをしたいというふうに思います。

1つ目ですが、待機児童は亘理地区及び逢隈地区に集中しておるわけですが、保育所の整備については吉田保育所が仮園舎の計画をされております。小規模保育事業卒園児、3歳児ですね、の受け皿とした場合でも、各地区の利用規模や住民の利便性、通園とかをどう確保していくのか、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 保育施設の整備につきましては、平成27年3月に作成いたしました亘理町子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、必要とされる保育所等の整備を行っており、平成28年度までに、認可保育所である「クロワール保育園わたり」を開園したほか、小規模保育施設であります「保育園フレンド」並びに「ゆうき保育園」が開園し、定員118人分を確保したところですが、いまだに待機児童の解消には至らず、8月21日時点の待機児童数は、実数で74人となっており、2歳以下の低年齢児が72人、3歳以上児が2人となっている状況でございます。

亘理町子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間としているところですが、想定している保育の見込み量と実態が合わない部分が出てきており、今年度、計画の中間年に当たり、国の指針により見直しを行う必要が生じたことから、本町におきましては、亘理町子ども・子育て支援審議会において、出生数の推移や待機児童数等を踏まえ審議を行い、平成31年度までに小規模保育施設を2カ所、認可保育所1カ所を新たに計画の整備目標に加えることとしております。

待機児童の状況につきましては、居住地区別で見ますと亙理地区が38人と最も多く、逢隈地区が20人、吉田西部が4人、荒浜7人、吉田東部5人となっており、亙理地区、逢隈地区の需要が高い状況となっていることから、小規模保育施設については、この地区を優先に整備を進めてまいりたいと考えております。

また、認可保育所につきましては、吉田保育所仮園舎を活用した民間保育園の開設を目指し、小規模保育施設の卒園児や兄弟児の受け皿として、吉田地区を初め待機児童の多い亙理地区の利用を見込んでおります。

大槻議員ご質問の各地区の利用希望や利便性の点については、子ども・子育て支援審議会においても、委員からご意見をちょうだいしておりますが、吉田保育園はおおむね設備の整った施設であり、民間法人の誘致もしやすく早期開園が可能であると考えております。

町といたしましても、居住地域の身近な保育所に入所できることが理想と考えておりますけれども、待機児童が多く希望に添えない状況であることから、まず保護者の皆様が安定した就労ができるよう、保育環境の整備を優先してまいりたいと考えております。

なお、利用者の利便性を考慮し、入所調整に当たりましては、可能な限り保護者の希望に添えるよう引き続き努めてまいりますとともに、最善の施設を検討してまいりたいと、そのように思っております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 74人が待機児童ということでございます。

7月段階でお聞きした段階では70名というふうなことだったんですが、さらにまたふえたというふうなことですよ。

昨年の4月段階ですと、これは24人たしか待機児童だったのかなというふうに思っています。それが、ことしの7月、今現在で74人ということになると、3倍近くになっているというような格好になりますね。ということは、3倍近くになったのかという理由、わかる範囲で結構ですけれども、想定されるものがあるのであれば教えていただきたいと思えます。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 確かに議員ご指摘のとおり、私も「あれ」と思っているんですけれども、ただ、これは後、担当課のほうより説明をさせますけれども、最近の傾向と

して、子供は家庭で育てるのではなくて保育所なり社会的な場所で育てる、そういった風潮が非常に広がっているのではないかなど。その結果、こういった事象が出ているのではないかなどというのが、私の個人的見解ですけれども、事務レベルの中で数字のほうから説明したいと思います。子ども未来課の課長のほうから説明いたします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 大槻議員ご指摘のとおり、要因としては幾つか考えられると思うんですけれども、1つはやはり、核家族化の進展というのがございます。人口的には余り変化はないんですけれども、世帯数その分伸びているということで、今は資料的にないんですけれども、1世帯当たり2.8人くらいになっているというふうに、たしかなっていたと記憶しております。

あともう一つは、やはり経済的な理由で夫婦共働きの世帯がふえているのかなということが要因としての1つ考えられると思います。

あともう一つは、女性の活躍推進法というのが施行されておりますので、女性の社会進出というの、1つ要因となっているのではないかなというふうに思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） いずれにしても、昨年「クロワール」が開園をしたということですが、それでもこれだけのものがというのは、ちょっと驚きというふうに思うんですけれども。

それで、吉田の保育所、仮園舎の関係ですけれども、今度これを活用するというようなことですが、これは当然、3歳児未満も受け入れるというふうに思うんですけれども、園児全体として、具体的にどこの地区をより受け入れるのかというようなこと、吉田地区からだけ受け入れるのではなくて、ほかの地区からも受け入れるということになれば、先ほどお話ししたように逢隈地区、亘理地区が多いというふうな状況になっていますから、であれば、園児バスとかを出して、そちらのほうからも持ってくるのかと、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 課長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。



子ども未来課長（橋元栄樹君） ご指摘のとおり、今の待機児童の状況から言いますと逢隈地区、亘理地区が多いということで、3歳未満児については小規模保育事業を活用しまして、2施設ですけれども、その開設を目指してまいりたいというふうに考えてございます。3歳未満児については、まだそれでも不足するものですから、吉田保育所仮園舎においても3歳未満児の受け入れについても考えているところでございます。大体30人程度、定員確保できればいいかなというふうに考えてございます。

もう一つですけれども、例えば吉田保育所仮園舎、仮に開所となる場合につきましては、今現在、吉田東部地区に居住する児童について亘理地区、吉田西部地区を中心に通園している児童が48人いらっしゃいます。そのことから、新規保育所が開所となった場合は、居住地に近い吉田東部の児童を中心として通園していくものというふうに見込んでいるところでございます。

あとは、本町から南に勤務先がある、山元町を初め勤務先がある保護者も比較的多いということから、通勤の動線上にある新保育所への通園も、ほかの地区から通園ということになりますけれども、それも選択肢として入れていただけるのかなというふうに考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうしますと、吉田地区を中心という形で持っていくんだということであります。ただ、一部地区外からもという話があるので、そうであれば、それなりの対策なり何なりとらなくてはならないのかなと、お話し合いをしないといけないのかなと思いますけれども、いずれにしても、待機児童74名いて、72名が3歳以下ですね。3号認定というような格好になると思うんですけれども、そういった方が多いというようになりますから、逢隈地区、亘理地区、ここがやはりいずれにしても多くなるというようになりますから、来年には逢隈地区に1つ小規模事業所をつくるというふうな形、10軒目ですかね、そういうことだと思わすけれども、ただそれにしても、のみ切れないのではないのかなと、74名、今現在そうになっていますから。伸び率が今後どうなっていくのかわからないんですけれども、そういった場合、小規模以外に新たな保育所という考え方も、ふえた場合にはあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 課長のほうより答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 今後、待機児童の状況がどういうふうになっていくか、新規保育所並びに小規模保育所が開所となった場合は、待機児童は減少するものというふうに思っています。

あと、地方創生の件と逆行するような感じになると思うんですけども、推測では子供の数がやはり全国的にも減少していくとなっていますので、今、計画している保育所、小規模保育事業所が開設して待機児童がどのように推移していくかというの、ちょっとその辺を見きわめながら、今後、平成31年度まで待機児童ゼロを目標としておりますけれども、その状況を見ながら、次期子ども・子育て支援事業計画、支援審議会でもご意見をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 伸び率の関係もあるでしょうけれども、ただ、そういった本当に伸びとしては驚異的な伸びになったものですから、そういった件も含めて検討なり何なりをなさるべきだというふうに思っております。

2 点目に移りますけれども、待機児童の問題の背景にある保育士の確保と処遇改善をどうするのか。とりわけ非正規職員についての対策はどうかお尋ねをしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 初めに保育士の確保についてでございますけれども、施設配置基準を満たす保育士は確保しているものの、依然として余裕のない状況が続いております。ハローワークや宮城県保育士人材バンク等あらゆる手段を利用しまして保育士の募集を行っているところでございます。今後も、潜在保育士の掘り起こしを促す等、保育士の雇用確保について努めてまいりたいと思っております。

次に、保育士の処遇改善についてでございますけれども、私立保育園においては、今年度より2%の改善に加え、国のキャリアアップの仕組みが構築され、経験年数と職責に応じまして5,000円から4万円の追加的な処遇改善が行われることになっており、非正規職員についても、設置法人の方針に基づき改善が行われる予定でございます。

また、公立施設の臨時職員については、今年4月に賃金の改定を行いまして、保育士で申しますと日額で860円増しの8,060円、時間給は130円増の1,040円に増額しております。本町におきましては、公立・私立ともに臨時等保育士の賃金に大きな格差は生じておりませんが、保育士の業務負担に応じた適正な賃金の支給は、保育の安全と質の確保にも大きく影響するものであることから、引き続き近隣市町の状況を踏まえ適切に速やかに対応してまいりたいと、そのように思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今回といいますか、待機児童の問題を含めて保育士さんなり保育所のほうに行ってお話を聞かせていただきました。

率直に申し上げて、1つ、どこの保育園に行っても、町の担当課それからその職員に感謝をしているという話をいただくんですよ。感謝をしていると、町の職員に対して。だから、それだけ親切丁寧に対応してもらっているんだと、保育園では。そういう意味では感謝をしていると。どこに行ってもそういうふうな話を聞くんですね。すごいなというふうに、私、びっくりしたんですけれども、びっくりしてはいけませんか、そういうことなんです。

保育所に話を聞くと、やはり保育士というのは国家資格だと。なんだけれども、他の産業と比べると、やはり10万円近く少ないんだと。そのほかに、人様の子供を預かっているということで、常に監視をしていなくてはいけないということがあって、責任の重さをかなり感じるんだというふうに言っています。

それから、常に忙しいと。3歳未満児というのは、そこが特に一番忙しいんですけれども、連絡ノートとかを毎日つけなくてはならないと。それから、それ以外にも個別帳と保育記録ということで日誌ですね、これを3カ月ごとにつけなくてはならないんだと。これがなかなか、それをつける時間もないんだと。この方は、昼休みもそういう意味では休めないというふうなことを言っておりました。

ですから、健康とか体力の不安を感じたり、そういったことが、やはり保育士のなり手不足、こういったものが深刻なんだろうなというふうに、これは厚生労働省のほうの賃金の構造統計基本調査というのが2014年にやっているんですけれども、同じようなことをやっているんです。中身的にはやはり、ここの問題が大きいのかなというふうに非常に思っています。それでなり手が無いというようなことで、民間ですけれども、今、先ほど町長のほうでお話しされましたけれども、国の処遇改

善がことしからなされたというようなことで、今年度から町の保育所への対応は、そういう意味ではなされていて、保育士にきちんと、そういう意味では処遇改善はされたんだけど、町内の保育所、そこにきちんと保育士さんにきちんと配分されているのかどうか。またあるいは、町独自の保育士に対する補助とかが、そういうのができないのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 実は先日、仙南サミットがありまして、仙南の4市7町ございまして、そのとき大河原の町長から保育士の賃金について、いろいろ県の要望を含めてありましたが、やはりどこの首長さんも大変悩んでいます。自分のところが、例えば待遇改善していけば、ほかの市町村にも影響するということで、やはり勝手な行動というか、自分のところだけではできないというか、そういった共通の悩みを抱えているようでございます。当互理町のほうも、そういった点では同じかと思いません。なお、課長のほうより細かいことについては申し上げたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 子ども未来課長

子ども未来課長（橋元栄樹君） 今のご質問は民間のほう……、（「そうです」の声あり）  
具体的には、2%の処遇改善、平成29年度からですけれども、段階的に処遇改善のほうは行われておりまして、今年度でいうと1人当たり2%、月額に直すと6,000円程度の処遇改善が全体に対して上乘せされるということでございます。

また、先ほど町長の答弁にもあったとおり5,000円から4万円までの処遇改善ということにつきましては、技能経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算ということで、経験年数がおおむね3年以上の職員、これが分野別リーダーという例えなんだそうですけれども、それについては5,000円、同じく経験年数がおおむね7年以上の職員、これが副主任とあと専門リーダーということで例えがございすけれども、それらについては4万円ということで、離職率の高い若手や中堅層が対象となっているというところでございます。これにつきましては、施設の規模、児童数によって配分されると。配分される人数が決まってくるというものになっております。以上です。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 私が聞いたのは、今言われたように、保育士さんそのものには全体としては6,000円くらい、全員にいくと。そのほかに副主任なり何なりには4万円

がいくというような、そういうふうな今回の処遇改善がなされたということで、それをきちんと保育士さんにちゃんと知っているかどうかというのを、ちょっとお聞きしたい。そのチェックはしているのかなというふうなことをお聞きしたかった。恐らくそうになっていると思うんです。実際、現場に行ってみると、確かにそうになっているようなので。ただ細かいことについて、ちょっとわからないことがあるみたいなので、そこは後でお聞きをしたいことがありますけれども。

そういったことで、そういうことがあったにしても、まだまだ足りない、全体とすれば、保育士さんからすれば。そういったことで、今後の追加の補助、国のですね、これは求めていくべきだろうというふうに思うんですけれども、あとあわせて言われているのが、研修というのが今回、保育所ごとに研修というものが、スキルアップのために研修しているわけですね。することになっているわけですね。ところが、民間の保育士はやはり、小さいところだと保育士さんが足りないということで、研修に行くのもなかなか時間が、抜けられないということがあって、そこが苦しいんだというようなことも言っておりました。こういったことも対策をとっていくべきだろうというふうに思っております。

それから、4つほど町立があるわけですね、うちのほうは。亶理なり吉田なり荒浜なりということであるわけですが、あと鹿島ですか、その正規の職員、それから臨時の職員、町の職員についてあると思うんですけれども、この比率というのは、今、どうなっているのかなと。

私がことしの1月段階で調べたところでは、大体、例えば亶理保育所であれば、正規が19人いて臨時が21人いるというような、ほぼこういったような感じのものが、この4つの保育所ともそうだったわけですよ。臨時のほうが多いという実態があって、50%を超えて、臨時のほうで60%近く働いているという実態があるわけです。今現在はどうなっているのか、その比率なり。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 実態につきまして、課長のほうより答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 子ども未来課長

子ども未来課長（橋元栄樹君） 臨時保育士数につきましては25人、臨時保育補助員、資格なしの方が17人で、正職員が所長を含んで47人ということで、比率的には臨時職員の比率が47%となっている状況でございます。以上です。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 正職員の数はほとんど変わらないというふうに思うんですけども、そうすると、前、1月現在では50%を超えていたんですよ、臨時職員が。臨時職員が減ったということで、臨時職員が減って正職員がふえれば、またそれは別にいいんですけども、恐らくこの実態からすると、臨時職員といいますか、その方がやめていっているという状況が続いているのかなというふうに、私には感じ取れるんです。だから、それはなぜかといったら、やはり私立の保育所なり、あとはそのほかのところ、いわゆる亘理町だけではなくて、いろいろなところで保育園があるわけですけども、そのほうの給料、そういったものもいいということになると、臨時でそこにいるよりは、やはり正規の違うところに行ったほうがいいんだと、そういうふうな考え方も出てくると思うんです。そういったことで、待遇的なところからそうなってきたのではないかなというふうに、私自身思うんですけども、どう考えますでしょうか、それについては。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） その件につきましては、先ほども申し上げたと思いますが、亘理町独自だけでは動けない、そういった公立保育所の賃金体系につきましては、その辺はご理解いただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） もう一つお聞きしますが、正職員を今後ふやしたりすることも考えているのか、あるいはそうはならないということになれば、正規職員の人が退職後、これはやはり正規で採用すべきだというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 定数管理ということもありますから、総務課長のほうより答弁させます。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 職員の管理の関係から、私のほうから説明申し上げます。

正職員については、先ほど町長が回答したとおり、各施設における配置基準を満たす保育士は確保しておりますけれども、やはり産休とか育休とかを取得している職員もいることから、決して余裕がある状況ではないと認識はしております。

今後、各施設の状況を見ながら、正職員の定数についてよく勉強させていただきまして検討したいと思っております。

なお、質問にありました正職員退職後の採用の関係でございますけれども、現在、正職員が退職する際には再任用の希望があるか本人の意思を確認しています。これについては、保育士だけではなくて一般職も同じなんです、希望された場合には、地方公務員法に基づく再任用職員として採用し、保育士として長年培った能力や経験を有効に発揮していただいているところでございます。

現在は、保育士の再任用は1名でございますが、今年度29年度末で2名退職予定となっておりますので、退職後の再任用について声かけをしていきながら、保育士の確保に努めたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 臨時職員というのは、なかなか待遇面で大変だというふうなところもありまして、そういったことが保育士不足になっていくということがありますので、正規の職員については正規で補うというのが当然かなというふうに、私自身思っています。

それともう一つ、保育士不足の関係で言いますと、4つの保育所があるわけですが、その中で3歳児未満、そこについての待機児童なんですけれども、施設的には大丈夫なんですけれども、保育士さんがいないことによって待機児童を見られないという、そういうふうな施設、言っていることわかるかなと思うんですけれども、例えば、ゼロ歳児だと保育士さん1人に対して3人の園児を見るというような格好になりますよね。そこが一番、かなり大変なところだとは思いますが、そういったことがあって、その3歳児未満のところについて保育士さんのなり手というか、足りないということによって、本来入れられる園児が入れられなくて待機児童になってしまうと、そういうふうなことがあると聞いているんです、実際、今現在。だからもったいない話なんですけれども、保育士さんがいれば、もう少しとれると、園児を入れることができるというふうになると思うんです。そこは把握をしておりますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 実態について、子ども未来課長のほうから現状について答弁させます。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 保育士の配置の基準上で言えば充足しているという状況でございますけれども、総務課長のほうからも答弁があったとおり育休、病休中の職員も中にはいらっしゃいます。その分の不足のあるところについては、やはり臨時職員ということで、その分を補充して対応しているところです。それによって、3歳未満児に影響しているところはないという考えでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 現場に行って、もう一回調べていただきたいというふうに思います、そこは。ふやせるのであれば、もっとふやしていただきたいと思います。ただ、そのためには保育士さんが必要だというふうに考えていますので。

それから、先ほど町長も言われましたけれども、亶理町の場合だと8,060円が1日当たりの賃金というような、臨時の場合ですね、なっております。私も見てみると、やはりそうだというふうに思うんですけども、この8,060円ですけども、仮に20日間働いたとしたら16万1,200円というふうな形になります。

民間はどうなっているかということで、仙台からこちらの亶理までざっと見て調べてみたんですね。今、求人があるところを。そうしますと、大体16万から17万、賃金というふうになっています、月。ただ、それに交通費がプラスされて、あとボーナスもあります。それから手当ですね、先ほど言いました民間であれば処遇改善手当なり、そういったもの、それと毎年昇給があるという形になるんですよ。そうすると、亶理町でいう臨時の16万1,200円と比べたら全然差が大きいと。そうするとやはり、そういったところの保育園に行くと、保育士さんがですね。そういうふうな実態が出てくると思うんです。そういったことを考えれば、特にフルタイムで働いている臨時職員の方、やはりここは手当を支給すべきではないかなというふうに私は思います。

先ほど、町長が言われましたけれども、周りを見てやらないとだめなんだというふうなことは言われましたけれども、これは今年の7月4日になりますけれども、総務省から通知が出ておりまして、総務省の自治行政局の公務員部長というところから各都道府県知事、その中には人事担当課であるとか市町村担当課、そういったところ宛てになっているわけですけども、その中で、臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用などについてという通知が出されております。



これの中身を見ても、そこの中身の中で勤務条件についてというようなことがあります。その報酬についてということで、常勤の職員、これは臨時的任用職員も含むということですが、には給料及び諸手当を支給することとされていると、そういう一文があるわけです。わざわざ去年の9月段階で出しているわけですよ、これ。それまでは曖昧だったので、いわば自治体によっては出しているところもあるし、出していないところもあると。でも、これが正しいんですよというようなことが、ここの中に出されてきているわけです。このことについてはご存じでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 総務課長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 大槻議員ご質問の総務省からの関係なんですが、臨時職員等については、保育士に限らず全国的にもやはり増加傾向にございます。それで、教育ということで言うと、さまざまな分野で地方行政の重要な担い手となっていることから、地方公務員法の一部が改正されまして、平成32年4月1日からフルタイムの臨時職員に対しまして、会計年度任用職員制度が創設される予定となっております。

本町において、今、この職員体制、期末での支給が可能となりますので、それまでは現行制度の中で考えていきたいと思いますが、そこに合わせて、国の動向に合わせてボーナスといいますか手当について考えていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 先を越されて言われてしまうのであれなんですけれども、今、私が申し上げたのは、去年の通知についての話ですね。その通知があるということの中で、今、おっしゃられたのは、ことし5月に国会において国家公務員法と地方公務員法が改正をされたと。それによって、今まで臨時職員だった者が、臨時職員という職は今後残るんですけれども、その臨時職は本当に一時的な臨時職員、本当に一時的なものであると。通常、今やっているような臨時職員については、今言ったような会計年度任用職員というようなことになるということですね。

そうすることによって、ボーナスなり諸手当が出るような形になるということです。それは、ただし2020年でしたか、3年後ぐらいになってくるので、まだそれまで猶予はあるけれども、ただ、先ほど言ったのは、諸手当は出すことができるとい

うふうに、今現在もなっているわけですよ。ですから、そういった意味で言うと出せるのではないですかと。ただ、周りを見たらというふうなお話があるんでしょうけれども、ただ現実には、例えば川崎町では認定こども園があるんですが、ここではボーナスを出しているわけですよ、臨時の保育士さんに。そこ20万出しています。こういった事例もあるわけですから、今までどおりゼロというのではなくて、何らかの手当は出せるのではないですかということを言っているわけです。答弁お願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 現在の川崎町では、そういったところがあるということでございますが、先走ってさっき回答してしまいましたけれども、やはり平成32年度から、その制度が創設されますので、そこに合わせていきたいと現在のところ考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ぜひとも、よい方向に持って行っていただきたいと思います。

続きまして、本町の今後の医療行政についてということでお尋ねを申し上げたいと思います。

震災などにより、本町の病院、19床以下ですと診療所と言っていますから正確には診療所ですけども、診療所の数が減少が指摘をされております。また、医師の高齢化などにより次世代への継承も懸念をされると。そういう中で、今後の地区ごとの医療体制を含め、第5次総合発展計画にある地域医療体制の整備充実というのは、具体的に進んでいるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 震災前の診療所、歯科以外でございますけれども、22医療機関がございました。平成29年4月1日現在の診療所は、歯医者さんを除きますと21の医療機関で、同年8月末、ことしの8月末現在は20医療機関となっております。震災等により診療所の減少はありましたが、診療科目が内科、外科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻科、整形外科と標榜する診療所の診療科目の数には変わりございません。今後も、互理郡医師会への協力を求めながら、現状を維持していきたいというふうに考えております。

また、互理郡内に唯一ある病院であります独立行政法人国立病院機構宮城病院と

亘理町、山元町との3者におきまして、地域医療の推進を目的とした相互協力協定を平成27年度に締結しております。協定締結以降は、医師の確保、例えば小児科の医師の確保、それから医師になるための奨学金制度、二次救急医療、各種検診等の協力、地域包括ケアの推進等の取り組み等協議を行っております。

亘理郡医師会、宮城病院と連携しまして、二次救急医療等に関しては総合南東北病院、近隣市町との連携により地域医療体制の整備や一層の充実を今後とも図っていききたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 本町の高齢人口、これはマスタープランの素案に書いてありますけれども、人口問題研究所というようなところを出しているもので、高齢人口は65歳からですけれども、平成32年には32%、高齢人口がですね、3割を超えるというようなことを言われています。その後、20年後には4割に近づくというふうに、その中では書いてあると。まさにそのとおりであるというふうに私も思います。

問題なのは、やはり医師ですね、お医者さん。医師の確保というのがやはり、老人といいますか高齢化をしてくると、当然必要になってくるというふうなことになるから、現在、荒浜地区にかつてあった病院、2つがもうなくなっていると。それから吉田地区、ここも、今現在やっていないのが1つあると。それから逢隈地区についても、1つ病院が既に撤退をしているというような状況がございます。

こういったことに対して、具体的な動き、働きかけというものはあるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 確かに地区、地区と言われると、大変苦しいところもあるんですけれども、例えば私も後期高齢者になりまして、実はすぐ近くにお医者さん2つあるんですが、逢隈に主治医としては通っていたりしておりますから、必ずしも近くに、亘理にあればというのは、実はそういったふうに思っています。

今、言われました荒浜につきましては、一番近いのがタカハシ整形さんですね。ですから、今すぐそこという話は伺っておりません。ただ、吉田地区については、大変熱心な方が、恐らくは大丈夫だろうと思っておりますけれども、いいニュースをやがて持っていらっしゃるのではないかなというような期待を持っております。それと、亘理地区の東部、あれは阿部春さんの後ろに整形が間違いなく進出するだろ

うというような情報は、現在持っております。

ですから、くどいようですけれども、吉田地区については、今、なくなってしまったんですけれども、恐らく明るい情報が入ってくるというふうな、相当大きな期待を持っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 了解いたしました。

吉田地区、特に私のほうにも、どうなっているんだというようなことをいただいた、そこに住んでいらっしゃる方から、あそこがないと困るんだというようなことを言われました。本当に明るいニュースになればいいなというふうに、私も思っております。

それから、小児科ですよ。それから産科、これがやはり、産科については、もうほとんどゼロというようなことになっていますし、小児科もやはり、先ほどの吉田地区、それから逢隈にあったところも、そこもないわけですから、現在、小児科の専門医としては3つしかないというようなことがあります。

こういったことの確保といいますか、関係機関と連携をして対応するというふうにはしているんですけれども、少なくとも、今現在ある小児科なり、そこがやはり守っていくというような努力と、さらにふやすような努力もやはりしていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

町長（齋藤 貞君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 小児科につきまして、先ほども申し上げましたが宮城病院のほうで勤務医の方が、仙台の大学病院のほうからということでは伺っております。それから、互理に1つございますけれども、恐らく間違いなく、本人とまだ話していませんけれども、後継者が2人いるはずだなと思ってにらんでいますから、その辺で今後ともお願いしていきたいなというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） わかりました。

あと、現在、かつて62床ほどあった入院施設、既にどこもないというふうな実態になっているようなんですけれども、ここもちょっと問題なのかなというふうに、私自身は考えていますが、ただ、これは病院の経営上のことでありますから、どうのこうのということはないですけれども、非常にそういった意味では残念だなとい

うふうなことを思っております。

例えば荒浜にある、先ほど言われましたけれども、荒浜というのは観光の拠点であるわけですね。それから文化の拠点といいますか、スポーツの拠点にもなるというふうな話を、私の前の同僚議員なんかも言っておりましたけれども、そういったところに、やはり開業医というのを持ってくるとかという、あるいは産科を持ってくるというようなことになると、そこでなくてもいいんですけれども、全体としてあった場合に、例えば、医院開業時の補助とか、それを町で考えるということではできないのでしょうか。

町 長（齋藤 貞君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 現在のところ、そこまでは検討してないというのが事実でございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 了解しました。

では、次の質問に入りますけれども、高齢化によって免許証返納も含めて交通弱者対策として、町内の病院への足の確保が必要だというような声を聞くわけですが、町内バスなどの活用などの対策が必要ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 町内病院への足の確保につきましては、町内病院が町民乗合自動車、いわゆる「さざんか号」「わたりん号」の路線の近隣にあります。乗り継ぎ等も必要な場合もありますけれども、町内の病院への通院に際しましては、「さざんか号」や「わたりん号」をご利用いただきたいと考えております。

なお、現在デマンドタクシーの運行を視野に入れながら、本格的な全体的な公共交通の再構築に向けまして、乗合自動車の運行経路や運行形態等について調査検討を行っております。今後より一層利便性の向上を図ることを目的に、免許証を自主返納された方々の対応を含めまして、警察機関初め各関係者と協議しているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 先ほど、町長も言われましたけれども、町内にあれば、その地区にこだわらずにというふうな話もありました。ただ、いずれにしても病院まで行くの

に足がないとだめなわけですよ。今現在あるバス、それが利便性がいいかどうかという問題もありますけれども、高齢者になった場合、ほかの、亶理町以外でもいろいろな施策を使っているところがあるわけですが、例えば、今あるバス、それについて、高齢者については、例えば65歳であるとか、あるいは75歳であるとか、そういったところはバス代については無料化をするんだというようなことの考えはありませんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 検討事項について、企画財政課長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 先ほど町長の答弁にありましたとおり、現在、亶理町地域公共交通会議等の場で検討を進めているところでございますが、あとあわせて、他の自治体の状況も、今、分析しているところでございますが、把握している限りでは、高齢者のバスの無料化を導入しているのは、県内では富谷市のみということで、ただ、子供料金と同額にするなど料金を半額にする自治体も一部見受けられますので、そういったところは費用対効果も含めて検討していくことは考えております。

ただ先日、総務常任委員会のデマンドタクシーの視察に私も同行させていただいて、その際、ふえ続ける支出に懸念の声があって、補正予算も何度も計上するような形で、今、見直しを図るということもお聞きしておりますので、やはり持続可能なサービスということ、そういった視点を忘れずに検討は慎重にしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） バスに限らず、やはり高齢者の足の問題というのは、これからやはり大きな問題になってくるだろうというふうに思います。高齢者だけの世帯というのが当然出てくるわけですから、そういった方たち、そして免許証も返納したとなると、やはり使うのは交通機関を使わざるを得ないということになります。

そういったことを考えた場合、バス以外でも県内の各自治体の中では、高齢者タクシーの補助というようなこともやっているところがございます。例えば栗原市であれば、65歳以上で月4枚のタクシー券を出しているというようなことで、これは非課税世帯についてのみですけれども、一応そういうこともやっている。あるいは大崎市では、65歳以上で、これも月4枚のタクシー、これは非課税世帯で要支援

以上というようなことで、これは月 2 枚で600円掛ける 2 というふうな形になって  
いますし、あと南三陸町では、要介護 3 から 5、これについても月 2 枚で650円掛  
ける 2 というような格好で、それから七ヶ宿では、先ほど出ましたけれども、高齢  
者等の乗合タクシーの運行業務をやっているとか、病院までのですね、そういった  
施策をやっているところがあります。

タクシーチケットについては、今、県内ではそれほど多いわけではありませんけ  
れども、県外では、やはり結構高額な額を出して、高齢者について病院のみならず  
買い物とかというところも、結構やっているところがあります。こういった高齢者  
のタクシーの利用助成といいますか、そういったことについてはいかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほど課長が答弁したわけですがけれども、やはり、制度としては持  
続可能なということが一番大事になってくると思います。ですから、いろいろな観  
点から、やはり精査する必要があるかと思えます。例えば、チケットを出したほ  
うがむしろ効率がいいと、全体的に効果があるということであれば、そういう方法  
になりますし、ですから、これはもうちょっと時間をいただきたいというふうに  
思っております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） それでは質問を終わるわけですがけれども、いずれにしても、高齢者  
といえますか高齢化がこれから進んでくる。団塊の世代がこれから75歳以上を超え  
ていくことになりますから、非常にそういう意味では高齢化率が上がってくる、大  
変な状況になるというようなことになるので、そういったことを考えて、今からで  
も何らかのことを考えていかなければならないということをお願いをしながら、私  
の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議 長（佐藤 實君） これをもって大槻和弘議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は14時20分といたします。休憩。

午後 2 時 1 0 分 休憩

午後 2 時 2 0 分 再開

議 長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1 番。鈴木高行議員、登壇。

〔1番 鈴木 高行 君 登壇〕

1番（鈴木高行君） 1番、鈴木高行です。質問いたしますので、よろしくお願いします。

私は、平成27年3月に策定した第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況と、総合事業、正式名称は介護予防日常生活支援総合事業の2問について質問をいたします。

まず1問目、第6期高齢者福祉と介護保険事業は、多分約18年前、平成11年に施行された介護保険制度に伴い、全国の自治体が計画を策定し現在に至っているわけですが、特に、高齢化社会への対応が急務となった約10年前ごろから、法の改正や計画の見直し等が行われ、本町においても平成24年、制度改革を踏まえた第5期老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者に関する福祉全般にわたる事業に取り組んできました。

そして、今回質問した第6期の計画は、5期計画を見直しして平成27年に策定し、本町の高齢者福祉事業を推進しているが、この計画の中でどんな事業が計画どおりに推進しているのか。また、おこなっているもの、着手が難しいものはあるのか。それらの支障になっている理由はどのようなことからなっているのか伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は「高齢者が住みなれた地域の中で安心して生きがいを持って生活が送れる社会づくり」を基本目標として、平成27年度から平成29年度までの3カ年を計画期間としております。重点課題といたしまして、健康づくりの推進、地域包括ケアシステムの構築への取り組み、介護保険制度の推進の3点を上げ、事業の推進を図っております。

どの重点課題についても、おおむね計画どおりに進んでいるものと理解しているところでございます。

具体的に申し上げますと、認知症の人とその家族の方が住みなれた地域で安心して生活できる地域づくりの推進といたしまして、平成28年6月に、認知症の進行状況に応じてどのような介護サービスや支援を利用することができるかをまとめました「認知症ケアパス」を作成し、全戸配布するなど普及に努めておりますとともに、認知症の早期診断、早期対応を行う認知症初期集中支援チームの設置を進めております。また、平成29年4月からは、総合事業を開始するとともに、生活支援コーディネーターの配置及び協議体を組織して、生活支援体制の整備を図っております。



着手がおくれているものと言いましては、小規模多機能型居宅介護施設の整備が上げられます。設置運業者の公募をいたしました。応募者はありませんでした。その理由として考えられるのは、介護事業を実施している事業者の小規模多機能居宅介護施設の運営に伴う不安が大きいものと推測しております。次期計画へ繰り越し事業とすることも視野に入れまして検討してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 何か答弁はあつてなく済んだようだけれども、この6期の計画、ここにあるけれども、事業計画ですね、今、認知症の事業だけが対策が進んでいるようだけれども、そのほかに介護事業、保健福祉計画というのは盛りだくさんの計画がここの中に入っている。まず1ページに始まって見れば、ここに留意点というのがある。この福祉計画、第6期の。この留意点というのは、1から4つまでである。その中で特に、団塊世代とか介護認定者の設定に当たっての自然体推計、施策、反映、従来型の見直しと、いろいろあります。そういう面で、この介護福祉計画、高齢者の施策というのは、今の答弁なんていうのは、事業としたらば認定しかやらないの。認知症しか。それだけではないでしょう。まだまだやっていることがあるでしょう、この計画の中では。もうちょっと詳しく答弁してください。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 実際のことにつきまして、もう少し詳しくということですので、福祉課長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 先ほど町長の答弁の中には、認知症のことを重点的に申し上げましたが、確かにほかにも介護保険につきまして推進しておりまして、いろいろな事業を展開しておるところでございます。

ただ、認知症を重点に置いて説明申し上げましたのは、現在、やはり認知症に対する不安が大きいというようなことで、町といたしましても認知症に対する事業を重点的に展開をしたいということで、ご説明を申し上げましたところでございますが、今現在も、確かに団塊の世代が後期高齢となる平成32年、37年を見据えた計画といたしまして、地域包括ケアシステムの構築にも重点を置いて、現在事業を推進しているところでございます。

また、介護認定者の設定に当たりましては、いろいろと対象者になる方の状況を

把握しながら事業を進めているという段階にもありますし、従来の介護方法以外にも目を向けてというような施策につきましては、地域での在宅介護の充実というところで、現在、生活支援コーディネーターを設置しまして、各地域の社会資源の発掘等を行っているところでございます。

そのような事業も、いろいろ展開しながら、介護保険の充実を図っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） まだ総合事業、介護保険についての質問ではない。6期の計画全体の中で、いろいろな事業を展開されていると思います。その中で、本当に必要としている町民の方々に十分なサービス提供をしているもの、この計画の中で、それは何かと聞いている。そして、サービスがまだ行き渡っていない、住民から不満がある、こういう事情でその事情が推進されていない、またはもっと大きな理由があって、その事業に手をつけられないでいる、それは何なのかと俺は聞いている。今の認知症のことばかり答えられたって、認知症というのは高齢者福祉計画の目玉か、それはわかるけれども、それだけでないだろうと。もっともっとある。

我々は、さっき団塊の世代と言ったけれども、ここにも団塊の世代は何人いるかわかりません。それ以上の方々もいると思いますけれども、それらを含めて、将来の我々がどのような生活をしていけばいいのか、それが最終目的にある。それらを踏まえた高齢者福祉計画であって、総合事業であって、さっき言った質問の内容、それを何もやってないから責めているわけでもない、成功しているから褒めているわけでもない。やる必要があるものはやって大いに結構だと。やっていて、いろいろハードルが高いもの、ハードルに上れないものも何なのかと俺は聞いている。

議長（佐藤 實君） 町長。

- 町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げたと思いますけれども、一番やはり、今、施設の中では小規模多機能型居宅施設というのがニーズが極めて多いと思いますけれども、経営上の、経営するほうからすれば極めて困難であると。現在、亘理町では1つですか。ただニーズとしては、恐らく小規模多機能施設が複数あれば、恐らくニーズとしては非常に高いものですからいいんですけれども、なかなか、これが一番問題点ということでご説明したわけでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） だから、問題点が認知症対策だかしれませんけれども、そうでないよと。問題はいっぱいあるんだよと。事業もいっぱいあるでしょうと。地域包括支援センターはどのようにして推進していくのか。地域のマンパワーはどうやって確保していくのか。さっき言ったけれども公募がなかったと、小規模は。それが支障で手を上げる方がないんだから、これはだめなんだというような答弁はいいんだけど、まだまだそのほかに、事業としてこの計画の中にあるでしょうと。地域の中で、1人で暮らしている人はどうしたりするんだとか、地域のいろいろなプログラムをつくって、地域の集まりの中に参加できない人、そしてそういう人がいっぱいいて、やはり健康で地域で暮らすために、いっぱいこの計画で計画しているんだよね。その辺を、どこまで第6期の計画を見てきて答弁書を書いたかわからないよ、あなたのところで。私はこれを隅から隅まで読んで頭の中で、今、質問しているんだけど、そういう計画をどういうふうに推進していくということは、皆さんの中で、誰が課長になったって、誰が町長になったって、それは一つの変わらない事業目標だと思うのね、計画だと思う。1期から6期まで続いているんだから。介護保険が始まってから。介護保険が平成11年から始まって、高齢者対策に一番先に体の弱った人に介護保険事業で救いましょうと、国民健康保険から分離しましょうと、そういう事業から始まっているんだから、それにいろいろな計画があって、こういうプロジェクトをつくった計画なので、それを6期までしている、5期をもとにして、今回、見直したけれども、そういうことを私は聞いているんですよ。だから、やるほうからすれば、認知症対策がメインではなくて、私は認知症にならない対策が一番なのか。地域の中でどうやって生活するのかと、それを誰がサポートとするのか、どこの事業者がサポートするのか、そういうものに目を当てるのが皆さんの中の計画を推進する中での一番の課題ではないですか。町長。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 冒頭申し上げましたように、おおむね順調にしているということなので、まず、計画どおり順調に推移している事業につきまして、福祉課長のほうより答弁させたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 先ほども町長の答弁の中にもありましたとおり、今の答弁にもありましたとおり、この計画、おおむね順調に進んでいるというようなことで、私ど

もも認識しておるところでございまして、先ほどから何回も申し上げますように、認知症に対する施策を重点的にやっているというのは、認知症に対する不安が住民の方々から寄せられているというのも大きなところございまして、小規模多機能の施設が、今、進んでいないというのも、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、事業者がこの施設に対する運営的な不安が大きいというようなところから、公募をいたしましても応募者がなかったというようなところございまして、おおむねこの計画、5期から引き継いではおりますけれども、6期としては順調に推移しているというようなことで当課では認識しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） これ以上質問しても、答弁は返ってこないと思います。多分、第6期の計画を全部把握しているわけでもないし、何の事業を展開しているかも把握していないようなので、答弁はこれ以上返ってこないと思います。ただ、そこで私、思うのは、いろいろ地域包括支援センターとか保健関係のところ、いろいろなお年寄りを集めた事業とか教室とか、そういうものを行っているようですが、私の知っている人は、「ぼけてらんないっちゃ」とか何とかと、社会福祉協議会でやっている小地域福祉の会合とか、そういうところに助成金を出して、みんな集まってやっているようですけれども、そういう事業がスムーズにいつている、いつていない、そういうのは、やはり担当者もそうだけれども、その会合とかそういう教室に集まっている方々の意見をよく聞いて、この事業はただやればいいという問題でなくて、やっているけれども、そこに来ている方々は、何かかんか不満もあるし、何かかんか要望もあるし、そういうものを、やはり現場の意見を聞く必要がある、そう思うんです。

そこで、やはり担当、携わっている方々、関係団体、そういう方々の意見というのは自由だと思うし、皆さんのところでも、そういう方々からの意見も聞く必要があると思うんですね。それが現場検証だと。それなくして、同じことを毎回続けていくと、参加者もじり貧になっていくし、事業も継続性がなくなっていく。やはり、よりその事業を成功に、継続するように持つていくためには、やはり現場百回というのは、そのとおりなので、そういうところの事業に首を突っ込んで、誰も課長が突っ込めと言っているんじゃないよ、いろいろな人が顔を突っ込んで、その中身を把握して、じゃあこれを足していこうとか、これはもう発展的解消していこうと

か、そういうような発想で、いろいろ魅力のある事業に変えていくことが、参加者といろいろなサービスの向上につながると、そう思うんです。

そこで、この1点目の質問は、そういうことだから、やはりいろいろな事業を展開するときは、よく目を大きくして、担当者誰でもいいから、町長でも副町長でも誰でもいいんです、そういうところに行って、よくそういう人たちの話を聞いて、この事業をよりよくするためというのを役場全体でやって、将来の我々高齢者に対してのサービス提供になれば、それで済むんです。そういうことを、皆さんで考えていただきたいと思います。

では、2点目にいきますけれども、この第6期の計画は、定期的に、おおむね1年に1回ぐらい検証していると思うんです。この事業を実施しているわけですから。スタッフつけて金かけてやっているんですからね。検証していく中で、さっき言った町民の意見を反映させるということが重要だと。そういうことを6期計画に記載されているのね。住民の意見を反映させますよと、この6期計画に。その計画に記載されているもので、この意見が本当に反映されている事業というのは記憶にありますかと、私は聞きたい。これは2点目ですね。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況につきましては、介護給付の状況等を随時確認しながら点検を実施しております。また、医療・介護の専門職や被保険者を代表する方々から組織しております「亙理町地域密着型サービス運営委員会」及び「亙理町地域包括支援センター運営協議会」を開催し、委員の方々の意見を拝聴した結果、おおむね良好に推移しているという意見を頂戴しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今、運営委員会の委員という話で、それらの意見を参考にして事業を推進していると。その結果、委員からはおおむね推移は良好だというような話の答弁のようですけれども、多分、この運営委員会の委員は8人なんですね。8人で、ドクターやプロの方かどうかわかりませんが関係者、そしてこの中に公募の方も2人入っていると。そして8人でこの運営委員会が組織されていると思います。その委員会の意見を参考にして、おおむね良好だと言うけれども、やはりこの計画でうたっている町民の意見を反映させるということはどういうことかという、8

人の意見が町民の意見ではないと。ただ8人の意見、専門家とかそういう人たちの意見であって、それをつくったのを見せて「これいいですか」と言ったら、「おおむねいいですね」と、そんな答弁ぐらいしか返ってこないんですよ。多分そういうのではなくて、さっき言ったように、各教室とか事業をやっている指導者というのが必ずいるはずですよ。この委員でなくて、指導者。指導者がやってやりやすい、やりにくい、どうやったら人が集まるかとか、いろいろ苦慮していると思うんですね。そういう方々の意見とか、さっきも言った参加者の意見とか、そういうことを聞いて、この計画を充実した福祉向上のサービスにつなげていくということが大切だと思うんですね。

その意見の聞き方、この計画にあるように、町民の意見を反映させるというのは、運営委員会の意見を反映させるのではなくて、やはり現場の声を反映させるというのが、この計画にうたっている町民の意見だと思うんです。その辺を聞いたことがあるかないかということ、ひとつ伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど議員もおっしゃっておりますが、いろいろな事業を展開していたと思います。小地域グループ活動、介護予防運動教室、脳活性化の教室、介護予防出前講座、地域ケア会議等々、いろいろな事業を展開して、恐らくうちの職員としましても、現場そのものの中でいろいろ実証検証をして臨んでいると思います。そしてまた、次の事業に向かっていると思います。最終的に、今申し上げたのは、こういった委員の方々の最終的なご意見も伺ったということになるかと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今、町長が言うのは、職員とかそういう委員とかそういう方々の意見を参考にしたと言ったけれども、私が言ったのは、そこは担当している指導者とか参加者の意見を参考にしたかということを知っているわけですね。だから、実際には指導している人は、もっと下の人、現場のいろいろな各種団体から来ている人もあれば、どこかの講師先生もあれば、いろいろな人が来ていると思うんです。食改の人もあれば体育指導員もあれば、いろいろな人が指導していると思います。仙台大学とか、いろいろ。そういう方々の意見を参考にしたことがあるかと、私は聞いている。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 実際、担当している課長のほうから、その辺の実態について答弁させたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 27年、28年度までは、先ほど答弁しましたとおり、亶理町地域密着型サービス運営委員会や地域包括支援センター運営協議会等で意見を聴取していましたが、今年度4月から、生活支援コーディネーターを配置しましたので、現在、各地区のサロン等、教室等に出向いて、そこを開催している方々から意見を聴取しながら、次期計画ではございますが、次期計画に向けて意見を反映させるべく聴取しているところでございます。27、28年度に行いました協議会においては、先ほど答弁にもありましたとおり、おおむね事業は順調に推移しているというような意見をいただいておりますので、29年度、今年度、次期7期計画に向けまして、各教室等、地域でやっている教室等の指導者なり参加者の意見を聴取しまして、反映をさせていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） これもこれぐらいにしたいと思います。実際には、そういう方々でなくて現場の声というのを、もっともっと参考にした事業を推進していただきたいと、そういうことを私は言いたいわけです。

では3点目に入りますけれども、この計画の中で、平成26年1月に高齢者や認定者等851人に日常生活圏域ニーズ調査を実施しています。それを要約したものがこの計画の8ページにあります。その中で対応したものが、どんなものがあるか伺います。11項目ありますけれども。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） ご質問のニーズ調査は、亶理町日常生活圏域ニーズ調査としまして、平成26年1月21日から2月3日の期間にかけて、65歳以上の高齢者の約1割の方に当たる851人の方を対象に765人の皆様から回答をいただきました。

この調査は、国が調査項目を示して、高齢者の生活機能面から日常の生活状況を把握し、これを計画に反映するように全国的に行われたものであります。

この調査から、健康づくりの推進、地域包括ケアシステムの構築への取り組み、介護保険制度の推進を重点課題として施策化しております。特に、認知症についての課題が多く見られたことから、認知症施策の推進を重点的な取り組み事項として、

認知症ケアパスの作成及び普及、認知症の人と家族に対する支援の推進、認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームの設置に対する事業を推進しております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 今、答弁でよく認知症という言葉が出てきているんですけども、このニーズ調査結果の概要の中には、認知症というのは10番目に出てきているんですね。もっと上のほうには、私が特に気にしたのが、「70歳を超えると社会への参加が減少し、地域活動では1割程度の人が年数回程度しか参加していません。グループ活動においても、1割程度の参加でおさまっています」、こういうことが書いてある。その次、7番には、互助や交遊関係では、家族や医師以外ではケアマネや民生委員、仲間関係の順になって相談しますけれども、近所の人とよく会うのはめったにないと、交流はない、これが上がります。

3点目は、3割以上の方々がひとり暮らしでいます。もしくは高齢者世帯2人で暮らしていると。私はこの3点に注目したんですね。これらについて、ニーズ調査に対して、事業としてどのような対応をしたのかということ、私は伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 福祉課長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この保健・介護計画への留意点というところで、どこまで事業に取り組んだかというようなところがございますが、この部分に関しまして、先ほど鈴木議員がおっしゃられた、社会参加では70歳を超えると参加の減少が顕在化しているというようなところがございますが、こちらについては、各教室等を開催しまして、例えば脳活性化教室ですとか、介護予防教室ですとか、そちらを開催いたしまして、この方々に呼びかけながら参加を募って交流の機会を与えるというか、交流の機会を設けているというようなところと、各地区でサロン活動もしておりますので、そちらを紹介させていただきながら、そちらの活動へも参加していただくような取り組み、声かけをしているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） さっき町長も、答弁の中にいろいろな事業、教室、今も課長も言ったけれども、この留意点の中のニーズ調査に、それが参加人数、参加する回数が1



割程度しかなくてないんだよと、そういう結果が出ているわけだ、調査で。住民意向調査でも何でもそうだけれども、調査の結果というのは正しい。そいつの参加人数、教室を開いても参加者が少なければ効果がない。

そういうことで、費用対効果から言っても意味がない事業をやっているようだ。そうははっきり言わないけれども、実際、やっても苦労しているのはわかるんです。だけど、もうちょっとやはり、参加者が多くて効果があるようなものに、いろいろチェンジしていく、そういう創意工夫というのは必要だと思うんです。このニーズ調査の結果から見ても。そういうのに対応すべきだと私は思うんです。そういう面で、事業を展開する上で、こういう調査結果を大いに参考にされて、今後の事業に取り入れていく、そういう皆さんの仕事のやり方をお願いしたいなど、1つは思います。そこで、この分については終わります。

次に、第3章があります。ここの中に重点課題として、団塊の世代が高齢者になったとき、住みなれた地域で自分らしく生活できるよう、地域包括ケアシステムを構築すると。地域包括ケアシステムは支援システムですけれども、構築すると、これが最重要と記載されているんですね。

それには、高齢者を取り巻く環境にアプローチすること、地域に生き生きと活躍できる場所をつくる。そういうのをこの計画の中で施策として推進するよと言ってはいるんですけども、こういう地域包括ケアシステムの中で、この最重要課題である高齢者を取り巻く環境、活躍できる場所、これらをどのようにつくったのか答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 活躍する場所というのは、どういう意味の場所、職業としてでしょうか、それとも……。

1 番（鈴木高行君） 高齢者職業なんてありません。

町長（齋藤 貞君） どういう意味、高齢者というと65歳以上の。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 活躍する場所というのは、そういう教室、事業の中で高齢者が率先して自分から行って、そこで自分の存在価値を示して、皆さんとともに同じような事業を展開して地域の中の交流を深めたり、事業を盛り上げたり、そういう個人的な活躍する場所、それを全体的にずんずんふやしていくと、大きな輪になって地域

が交流の場所が出てくると、そういう活躍の場所をつくりましたかと聞いているんです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 福祉課長のほうで事業内容、私のところにも記載されているけれども、福祉課長のほうより説明いたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この地域包括ケアシステムにつきましては、2025年までに構築するようという国の方の施策でありまして、現在、高齢者の方の生きがいづくり等々についても、生活支援コーディネーターが各地区を回りまして、どのような生きがいづくりができるのか、どのような方策がいいのかというようなことで地域を回りまして、今、まさに検討協議しているところでございますので、まだこの部分につきましては確立はされていないところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今のような問題が難しく立ち上げできないというようなところ、この計画の中で言えば。そういうことだと思います。

ただ、地域包括ケアシステム、この中で最重要課題、この地域包括ケアシステムを構築するということは、どういう意味をするのかというと、上のほうにあるけれども、高齢者が住みなれた地域の中で安心して生きがいを持って生活を送れる社会づくり、これが地域包括ケアシステムの最終的目標なんですね。これをつくらないと、この地域包括ケアシステムの事業というのは推進したとは言えないわけですね。

たださっき、コーディネーターさんの話をしたようにけれども、4月からコーディネーターさんをこっちに、包括支援センターに、あの人は、前、社会福祉協議会にいたボランティアコーディネーターの佐藤さんだよ。なんであの人がこっちのほうから地域包括支援センターに来たのか、私にはまず理解できないことが1つあったね。あの人は初め、私が社協にいたときはボランティアのコーディネーターとして採用して、ボランティアのネットワークづくりに、その前任者のね、走って回って、ボランティアのネットワークをつくったのがボランティアコーディネーターだった。

人はかわったけれども、同じ名前だった人が、今度こっちのほうに、支援センターに来た。それはそれでいいですけども、そういうことで、ケアシステムという

のは、いかなるここの基本目標をいかに達成して、システムというので、まだまだ不十分なところがいっぱいあると思うんです。それらについて、今後の目標、努力目標として、どんなことをやりたいかをお聞きしたい。包括支援センターで。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この地域包括ケアシステムにつきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、高齢者一人一人が個々の心身の状態に応じて、可能な限り住みなれた地域で尊厳を持ち自分らしい生活を送るとというのが基本理念でございますので、この基本理念に近づくように、町といたしましても事業を展開していきたいというふうに思っております。

現在、このケアシステムを構築するに当たって、先ほども申し上げましたが、生活支援コーディネーターを配置して、各社会資源の発掘もしておりますし、高齢者の方が病気になった場合、在宅でも医療を受けられるように、在宅の医療の関係で医師会とも協議をしているところでございますし、また、介護が必要になった場合というようなことで、介護事業者とも連携をとれるような形で、それらのシステムを構築していくというようなことで、それが全体的になって、いいサイクルで回るような、そんなシステムを構築するというのが目標でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 第6期の計画も、9月だから3月まででサイクル的には終わるんですね。ただ、今の段階では第7期の計画に着手するような感じになってくると思うんです。もうあと半年なので、これらについて取りこぼしとかそういうのがないように、住民サービスの向上に努めていただきたいと思います。

次、2問目に入ります。

総合事業、先ほど言った新しい事業、これは本年4月から、7段階あった介護度のうち、要支援者向けの介護サービスが保険給付から外れて市区町村の事業になったわけですね。それで、こういう事業が4月から市区町村の事業になったわけですが、互理町としては、どのようにこの総合事業に4月から入って変わった、事業内容が変わったのか、要支援者に対しての。それを伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 本町では、ことしの4月より「介護予防・日常生活支援総合事業」、

略して「総合事業」を開始したところであります。これまでの要支援者の介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、介護保険制度の介護予防給付から市町村事業である総合事業へと移行いたしました。

本町では、総合事業における訪問介護と通所介護については、従来の介護予防給付をそのまま移行した形をとっており、利用できる回数や利用料金等には変わりはなく、利用者である住民の皆様にとっても、これまでどおり必要とされるサービスについては継続してご利用いただいているところです。

サービスに変わりはありませんが、事業所の指定権限が県から町に移行しているため、指定に係る事務や監査指導等の事務量がふえている状況となっております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 自治体が独自で基準や利用料を定めることができるようになった、県の影響を受けないと、そういうことになったと思うんですけども、サービスは多様なんですね。今までの介護保険の内容で、保険給付で決められた事業だけでなく、独自のことができる、利用料も設定できるんだよと、そういうふうに変ったわけですから、今、答弁の中にホームヘルプ事業とデイサービス事業はそのまま移行して、あとは変わりませんという答弁だと思います。

それではなくて、やはり多様なサービス、住民からすれば、今までと同じなんだ、何が変わったの、総合事業で、そういうふうにかかれたとき、答えられないですね。巨理町としての独自性というのは何なのかと。それが全然ないんです。どういうようなことを求められるかということ、今までの事業所から提供を受けていた、そういう介護サービスが、住民参加型、または民間事業者が参加してホームヘルプ事業やデイサービスができるようになったんですよと。利用料金も町で設定できるんだと。ただ、それをできるマンパワーが確保できるかと。参加する事業者がいるかと。指導者がいるかと。そういう面が今度、自治体の課題なんです。それは、国では切り離しているの、保険給付から切り離したので町でやれというようなことを言っているの、その辺をいかに、町独自のサービスが提供できるかということなんですね。それらを、今、答弁では同じだよと言っているの、さっぱり総合事業に変わっても意味がないような運営手法です。もうちょっと工夫というのはないものですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 4月より始まったということで、これを言うとまた曖昧な答弁ということになるわけですがけれども、やはりこれについては、非常に慎重にというか、先を見越した中で慎重な討議の中で取り組みというか、これを進めていくべきだと思いますし、今、議員がおっしゃるように、せつかく町になったわけですから、亙理町独自の進め方というのも当然あるし、つくるべきだと思うので、これは若干やはり時間をかけながらということになろうかと思います。

議 長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 確かに、どこの全国市町村でも、この事業を立ち上げさせるための民間の事業所とかマンパワーについては、確保には苦勞しているというような新聞の報道も、半分の自治体は大変困っているんだよというような報道がされているんですね。そのような報道をされているんですけども、実際、我々高齢者になれば、中には高負担、高サービスを求める人もいるかもしれません。だけれども、そういうものを、ある程度はつきりした高サービスができれば、納得する人もいるし、そういうのが、やはりその自治体の特徴だと思うんです。やれるというのは。あそこに行けば、ちょっと金高いけども、高いサービスが受けられるんだよと、そういうのも、町の特徴として出す必要もあるかもしれません。

やはり今、自治体間の競争というのは、そういう面で子供たちの保育所でも何でも同じだと思いますけれども、サービスのいいところ、すぐ入れるところ、サービスを受けられるところの自治体はいいなど、選ばれる自治体になっているんです。いつまでも消極的に、うちのほう金ないから、ほかの町村がやってないからやれない、そのような発想でなくて、いい事業、いいサービスさえあれば、そこに移ってくるかもわからないんです。そういう発想で、やはり子供対策でも高齢者対策でも取り組んでいただきたいなと私は思います。その辺、町長どういうふうに思いますか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおりでございます。これについては、亙理町として、ほかの町に負けないサービスを提供するという方向でやっていきたいというふうに思います。

議 長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） では、3点目に移ります。

ここなんですけれども、将来の人口構成からして、総合事業の対象者は年々増加することから、特別養護老人ホーム、老人保健施設、多機能型施設やそういうことが充実することが……。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員、2番に戻ってください。1番から3番にいつている。

1番（鈴木高行君） 済みません、2点目に入ります。

町に事業主体が移行されても、従来の介護事業者でなくて多様な生活支援を充実させるためには、さっき言った住民型、住民型というのは町民こぞって、この地域の中でみんな楽しく過ごしましょうと、そういうような住民主体型のサービス、そしてそれにプラスNPOの方々も、ボランティアとかそういう方々も一緒になってやると、サービスの質も楽しいし、上がるし、利用料も少なくなるし、そういう支援体制が必要だと思うんです。

そういう支援体制をつくるために、大変難しいことです、これは。だけれども、やらないと地域の参加型の地域包括ケアシステムというのは成り立たないということになるので、こういう住民主体型のサービス、NPO、NPOと言ったってボランティアと言ったって、これは金のかからない社会資本ですから、大いに利用して、町の金を使わなくたって、ボランティアを社会資本として労力とかいろいろ提供してもらえば、社会資本で税金かからない、金のかからない資本として捉えてもらえると、大いに今後、我々自体そのものが対象者なので、我々同士で助け合う結いの社会、そういうものを構築していったらいいのではないかと、私は提案するんですけれども、町長、どうですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 多様な生活支援を充実するためには、地域で暮らす住民の皆様を初め、ボランティアやNPO等関係団体のご協力が不可欠であると考えております。本町では、本年度より生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の仕組みづくり、担い手の養成、サービスの発掘、開発・強化支援、住民ニーズと提供サービスのマッチング作業を実施するという業務に着手しております。

また、行政区長や民生児童委員、まちづくり協議会、介護事業所、農協、生協、シルバー人材センター、NPO、ボランティア団体、亘理高校等多様な関係団体により、地域課題の解決や生活支援を充実させるための話し合いを7月より開始しております。この話し合いの場は、関係団体のネットワーク構築の場であるとともに、

連携や支援強化を図る場としても活用していくものと考えており、今後も定期的に話し合いの場を設け、NPOやボランティア団体等地域の社会資源の発掘、支援・強化を図っていく予定であります。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 確かに難しい、本当に難しい事業なんですけれども、やはりこれが地域包括ケアシステムの最終的、究極な課題だと思います。これをつくっていかないと、皆、落ちこぼれてひとり暮らし、2人暮らし、あと、今言う無縁社会とか、そんなことになっていって、社会から取り外されるような社会になっていくので、こういうケアシステムというのは将来にわたって必要なので、ぜひ、力を入れて町長やっていただきたいと思います。本当に大変なことだと思います。

では、3点目に移ります。

将来の人口からして、総合事業の対象者は年々増加することから、特別養護老人ホームや老人保健施設、多機能型施設や人的配慮など、地域支援体制の充実に対応するのが喫緊の課題であります。昔の介護保険が始まったころは、皆、大手の事業者、ベネッセさんとかニチイさんとかツクイさんとか、そういう大きなニチイ学館の、そういう人たちが介護保険事業者になって、みんな寝たきりの方々のヘルパーとかやったんですけども、今はそうでないと。そういう事業所は参入しなくなったんですね。

そういうことから、やはり、我々が将来託せる人というのは誰なのかなと、常に考えているんですけれども、ここにいらっしゃる皆さんもそうだと思いますけれども、介護される人もそうかもしれませんけれども、それらについて、今後どのような事業者とかを検討しておられるのか。施設はどんなものを呼んで来るのかとか、その辺について答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 総合事業では、地域の実情に応じた社会資源で事業に取り組むものとされており、新しいものをつくるというよりも、今ある資源をどうやって強化できるかという視点で取り組んでおります。

現在も検討中ではありますが、具体的な検討事項につきましては、日中活動の場として地域で行われているお茶飲みサロン活動の頻度や内容について、どのようにして充実、拡充できるかなどを検討しております。

新しいサービスや支え合いの仕組みをつくること、人的・施設整備等の検討につきましては、さきのご質問でご説明いたしました話し合いの場を活用しながら、長期的な取り組みとして行っていく予定であり、向こう数年は地域支援体制の充実を図るために、地域に顕在、潜在している既存の資源を把握し、それらを強化することに取り組んでまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 確かに今、支援体制にはサロンとか支え合いの場とか、地域資源を活用するというような答弁がありましたけれども、先ほど、支援センターにマッチングされるためのコーディネーターを配置したというような話ですけれども、やはりそのコーディネーターというのは、大変重要な役割を果たすと思うんですね。今、こういうふうな事業が、サロンとかいろいろなもの、こういうものを立ち上げておいて、今度横の連絡網というのはなかなかとれない。サロンはサロンで、その地域の社協から3,000円、5,000円の補助金をいただいて、地域の中でいろいろな事業をやっていく。あとは、支え合いの場は支え合いの場で単独でやっている。あとは、負けてらんねえっていうのは負けてらんねえ、そこをうまくコーディネートして、取り合わせて。するとその輪ができて、その事業、事業の中から、いろいろな交流ができてくるとか、それを果たす役割がコーディネーターさんだと思うんです。そのコーディネーターを置いたというから、そういうものをやはりうまく活用して、この事業の中をぐるぐる回して参加者をふやすとか、事業に活力をととか、年寄りの働くとか元気で参加する、指導者になる立場になるとか、いろいろあるんです。

私も今、趣味でたまに、1カ月に1回ぐらいマージャンなんて誘われるときがあるんです。やはり80過ぎた方でも、マージャンすると元気になるんですね。指の活性化になるし、頭の活性化になる。競争するし。知恵も使うし。そういうものを、多分、何か所かで地域でマージャン教室が立ち上がっているところもあると思います。そういうところをいろいろ組み合わせるといいますか、ただほかの趣味のサークルを立ち上げると、そういうのをうまくコーディネートするような仕事が、このコーディネーターさんであって、そのトップに立っているのが町なんだと思いますけれども、そういうのをうまく活用していただいて、やはり地域の活性化、支援体制の充実に努めていただきたいと思います、私は考えます。

特に、計画書の27ページには、平成32年、37年、これは我々団塊の世代なんです



けれども、この表からすると、現在から比べればえらいどんとふえて、訪問介護、ヘルパー事業とかデイサービスを利用する人がふえるよと言っているわけですね。そうした場合、デイサービス、ヘルパーを受けて家でぽつんと1人でのでは、余りにも味気ないと思います。そういうときには、やはり出て歩く場所、近場でもいいから出て歩く場所、だから私の考えるのは、地域の公会堂に集めて、歩いていけるとか自転車でいけるとか、わざわざ介護事業所まで行かなくてもいいと、そういうようにして、もし空き家があったら、空き家を利用してデイサービスをやってみたり、それともお茶飲み会をやるとか、そういうような地域の発想を取り上げて、うまくぐるぐる回すようなことをやっていただきたいなというようなことを思うんですけれども、町長は私の年代よりもずっと上なので、ちょっと聞くのも失礼なんですけれども、町長としては、将来どのような生活設計で考えているか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど本当にマージャンの話も出たんですけれども、去年、おととしだったですか、仙南町長会で北海道に行ったとき、たまたま私、時間があつたので札幌に寄ったときに、ある施設でマージャンをやったら、女性の方がどっちかという人多くて、盛んで、帰って支援課の当時の課長に、これは仮設住宅でまだおりましたし、あと災害公営のあれでやったらということで、そうしたら吉田西部地区で、もう既にマージャンやっていますね。大変うれしく思いました。確かにああいふ場が本当に大事だと思います。そして、私の考え方ということなんですけれども、議員がおっしゃるように、高齢者が住みなれた地域の中で安心して生きがいを持って生活が送れる社会づくり、これが1つの目標になろうかと思えます。

それでなんですけれども、当互理町の第6期介護保険事業計画に、このようにうたっております。高齢者人口は、確かに増加いたします。元気な高齢者も増加することも予測されます。元気じゃない方もふえるわけです。元気な高齢者による支える側になってもらって、元気な方が支える側に回ってもらって、介護が必要な人とか弱者の方、それがまず一番大事だと。これから、少子高齢化と言われるくらい、どんどん高齢者がふえますけれども、非常に高齢者の方々は経験を積んでいるわけですから、すばらしい人材だと思います。

したがいまして、これから私考えているのは、先ほど互理町独自のということなんですけれども、ボランティアNPO、ボランティアだけと言ったってなかなか大変で

すし、現在の制度だけでも大変かなと。まず大事なものはマンパワーだと思っています。ですから、そのマンパワーは、今言った元気な高齢者、この方々をいかに活用するかということが一番かなというふうに、私は思っております。この活用ということになりますと、いわゆるボランティアだけではだめなので、よく言うソーシャルビジネスとありますけれども、社会的・公共的な事業、ビジネスということになりますと、シルバー人材センターとなろうかと思えます。理事長と局長には、この旨、せんだって、約三月前ですけれども、事業にぜひ加えていただきたいと。いわゆる高齢者に対する事業展開、さらには生きがいという面からすると、職業面でも、基幹産業である農業もどんどん高齢化するはずだから、そういった点も考えてくれるということで、実は、局長と理事長にはお願いしていました。恐らくは検討していただけたと思います。ですから、亘理町にとりましては、これからは優秀な元気な老人パワーで持っていきたいというのが、私の基本的考えです。

私の今度個人的なあれになりますけれども、少なくとも、ぼけというか認知症は2人、私、扱っています。うちの親父と、これは血管性、約50前後、四十七、八から五十四、10年間ぐらいですか、うちの女房も8年ぐらい、これは若年性アルツハイマー。ですから、そういう面では、さっきの認知症については、家族としてはベテランでございますから、将来、いろいろな、特に認知症の場合は家族、本人もそうですけれども、家族のケアが一番大事になってくると思えます。私は今、町長をやっていますけれども、そういった立場を離れたら、そういった相談員になろうかなと、これはライフワークでございます。それから、障害者の面では、知的障害、この辺についても、私も経験していますから、知的障害の家族の考え方とか、流れとか、こういったところも経験してございますから、こういったことも相談員にもなりたいものだなと。ですから、恐らくは結構役立つ老人、高齢者になるのではないかなというふうに自負しております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） みんなピンピンコロリと亡くなれば一番いいんだろうけれども、そしてまた、お金があれば有料老人ホームに入って悠々自適な生活をするのも、これもよし。だけれども、いずれある程度の年齢になって人のお世話が必要となれば、そうはいかない。入れる人も限られている。保育所よりもひどい待機者が特養ホームとかそういう施設には待っていると思います。実際、我々がその場に立った場合、

多分、そういう施設には入所できないだろうとっております。

そういうことを考えると、こんなきょうの質問をしたわけですがけれども、将来の自分を考えて、亘理町に住んで特養ホームか有料老人ホームはちょっと無理だなと。特養でもあいてなかったらどうだなと、いろいろめぐらすときがあるんですけれども、私も町長のように、お袋と、あと障害者も持っていますけれども、やはり社会的弱者の立場に立って町を考えていくというような考え方が基本にあります。そういうことから、やはりいつまでも健康である、あすは我が身ということで、皆さんも弱い人の立場に立って、地域で支援できるような体制の構築を創意工夫してお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木高行議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告5番までとし、通告6番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、残りの一般質問は、あす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時20分 延会

上記会議の経過は、事務局長 渡辺 壮一 の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会 議長 佐藤 實

署名議員 鈴木 邦 昭

署名議員 木村 満